

令和5年度 第2回香川県感染症対策連携協議会

日時：令和5年11月7日(火) 15:30～

場所：県庁本館12階第1・第2会議室

1 あいさつ

2 議 題

(1) 香川県感染症予防計画(素案)について

(2) 今後のスケジュールについて

(3) 意見交換

香川県感染症予防計画（概要版）

資料 1

計画のポイント

<改定の趣旨> 新型コロナへの対応を踏まえ、改正感染症法（令和4年12月）により、次の感染症危機に備えるため、改定
 ①保健・医療提供体制に関する記載事項を充実させ、有事に備えて、平時からの対策を行う
 ②医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制、人材の養成、保健所の体制整備などについて、数値目標を設定

数値目標 病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣、個人防護具の備蓄（医療措置協定）
 検査体制、宿泊施設確保居室数（検査等措置協定）、研修・訓練の回数、保健所における人員確保数、IHEAT要員の確保数

基本的な考え方

「平時」からの対策

「有事」の対応（新興感染症の発生・まん延時）

<p>1. 感染症の特性やフェーズに応じた準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「新興感染症」（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症）の発生を想定した対応 <ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症に備えた研修・訓練の実施 ●県民への感染症にかかる普及啓発 ●連携協議会において、予防計画等について協議 	<ul style="list-style-type: none"> ●全庁的な対策会議を設置し、総合的な対策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・知事は、必要に応じて、市町長及び関係機関に対して総合調整を行う ・感染症の発生、患者等の死亡に伴って行われる情報提供等に当たっては、患者のプライバシーに十分留意するとともに、様々な広報媒体を活用
<p>2. 病原体等の調査研究や検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●環境保健研究センターの検査能力の向上 ●民間検査機関や医療機関との協定締結 数値目標 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境保健研究センターによる検査の実施 ●協定に基づく、民間検査機関又は医療機関での検査の実施
<p>3. 有事を想定した医療・療養体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護）との協定締結・医療機関の機能・役割に応じた協定締結 数値目標 ●宿泊事業者との協定の締結 数値目標 ●消防機関等と連携して移送に係る役割分担の協議 数値目標 	<ul style="list-style-type: none"> ●協定に基づく、医療機関による医療の提供 ●協定に基づく、宿泊施設の運営 ●消防機関等と連携しての移送の実施 ●健康観察や生活支援等の療養環境の整備
<p>4. 保健所の計画的な体制整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大時を想定した人材確保 ●外部応援体制の整備（IHEAT要員の確保や研修） 数値目標 	<ul style="list-style-type: none"> ●有事の際の体制への切り替え ●業務の外部委託や応援職員の受入れ
<p>5. 人材の養成及び資質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新興感染症に備えての研修・訓練の実施 数値目標 ●感染症に関する研修会等への保健所職員等の計画的な参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症に関する研修・訓練を通じた知識等の共有
<p>6. 各施設における対応力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●施設内感染に関する情報や研究の成果の情報を他の施設に情報提供 ●協定締結した医療機関と連携し、必要に応じて感染対策の助言 	<ul style="list-style-type: none"> ●ゾーニングなどの適切な施設内感染対策の実施
<p>7. 予防接種による発生・まん延防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●予防接種に関する正しい知識の普及 ●円滑な接種が可能となるよう実施体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●予防接種法に基づく円滑な予防接種の実施

香川県感染症予防計画（概要版）

計画の位置付け、根拠法令

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第10条
- ・「感染症の総合的な推進を図るための基本的な指針（基本指針）」

改正理由

- ・感染症法の改正
- ・国の基本指針の改正

計画の期間

- ・令和6年4月1日から令和12年3月31日まで
（医療提供体制の確保等については3年ごと、全ての事項については6年ごとに再検討）

保健医療圏

- ・全県単位（三次保健医療圏）

計画の概要

項目	概要
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none">・事前対応型の感染症対策の体制を構築する。新 ・連携協議会において、予防計画に基づく取組み状況を毎年報告し、進捗確認を行う。新 ・高松市の予防計画は、県の予防計画に即して策定するため、相互に連携を図る。
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症では、実施体制の整備等を進め、適切に予防接種が行われるよう努める。変 ・感染症の発生状況に関する情報について、積極的にデジタル技術を活用し、迅速かつ確に収集・分析し、感染症発生動向調査体制の整備を図る。・感染症の症状や感染力、予防対策等感染症に関する正しい知識の普及啓発に努める。・緊急時の対応を円滑に実施できるよう、その内容の確認、必要な訓練等に努める。

香川県感染症予防計画（概要版）

項目	概要
<p>第3 感染症のまん延防止のための施策に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症発生動向調査を活用するとともに、積極的疫学調査などを行い、感染症の発生動向の正確な把握に努める。 変 ・ 感染症の発生、患者等の死亡に伴って行われる情報提供等に当たっては、患者等のプライバシーの確保に十分留意するとともに、様々な広報媒体を活用して、感染症の特徴、発生動向、予防対策等を正確に周知する。 新 ・ 新興感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の公表に関し、必要があると認めるときは、市町長に対し、必要な協力を求める。
<p>第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新 ・ 国又は他の都道府県に対する発生届及び積極的疫学調査に関する情報の報告等を電磁的方法により行うよう努める。 変 ・ 情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、保健所及び環境保健研究センター等が県の関係主管部局と連携を図りつつ、計画的に取組むよう努める。
<p>第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新 ・ 新興感染症発生初期において検査を担うことを想定し、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備整備、検査試薬等の物品の確保等を行い、自らの試験検査機能の向上に努める。 新 ・ 新興感染症のまん延時に備え、民間検査機関又は医療機関との検査等措置協定等により、平時から計画的に準備を行う。
<p>第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変 ・ 従来からの第一種・第二種感染症指定医療機関、結核指定医療機関等の整備を図る。 新 ・ 新興感染症が発生した際に、速やかに外来診療、入院等の医療が提供できるよう、法に基づき締結する医療措置協定により、医療提供体制などの迅速な確保を図る。

香川県感染症予防計画（概要版）

項目	概要
第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 患者の発生した関係市町及び消防機関に対して、感染症の発生に関する情報等を迅速かつ適切に連絡するなど密接な連携に努める。 新 消防機関等と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の体制及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、役割分担の協議を行う。
第8 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 新 新興感染症の発生・まん延に備えて、法に基づく医療措置協定や検査等措置協定を締結すること等により、平時から、流行時に対応できる体制を確保する。 新 「確保病床数」、「発熱外来医療機関数」、「検査の実施能力」、「宿泊施設確保居室数」などについて数値目標を設定する。
第9 宿泊施設の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 新 新興感染症が発生した場合に、宿泊施設の体制を整備できるよう、民間宿泊事業者等と宿泊療養の実施に関する検査等措置協定を締結することで、平時から宿泊施設の確保を行う。
第10 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 新 医療関係団体や民間事業者への委託等や市町の協力を活用しつつ外出自粛対象者の健康観察の体制を確保する。 新 外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、市町の協力や民間事業者への委託を活用しつつ、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行う。
第11 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 新 知事は、感染症の発生及びまん延を防止するため必要がある場合、市町長及び関係機関に対して総合調整を行う。 新 県は、確保した病床に円滑に患者が入院できるようにするため、保健所や医療機関、高齢者施設等との連携強化を図り、高松市に対する総合調整権限や指示権限を適切に行使しながら、円滑な入院調整体制の構築、実施を図る。

香川県感染症予防計画（概要版）

項目	概要
第12 感染症に関する啓発及び知識の啓発並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教材の作成、研修会の開催等による情報提供等により、感染症の特徴と予防方策、患者等への差別や偏見の排除などについての正しい知識の普及啓発を図る。 ・患者情報の流失防止のため、関係職員に対する研修等を行うなど、行政及び医療機関等における患者情報の保護に関する意識の向上に努める。
第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する研修会等への保健所職員等の計画的な参加に努める。 新 ・IHEAT要員の確保や研修などを通じて、IHEAT要員による支援体制を確保する。
第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 新 ・感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するために、保健所における人員体制や設備等を整備する。
第15 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国及び他の地方公共団体との連絡体制の確保を含む。）に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策を講じる。 ・医師からの届出に基づき必要と認められる場合には、速やかに関係市町に必要な情報を提供するとともに、必要な対応を図るよう要請する。
第16 その他重要事項	<ul style="list-style-type: none"> 変 ・その他、災害防疫、動物由来感染症対策、外国人への対応、薬剤耐性の対策などを定める。

【国における対応の方向性】

- 流行初期医療確保措置の対象となる協定（入院）を締結する医療機関の基準は、以下の国が定める基準を参酌して、知事が定める（感染症法施行規則第19条の7第1項）。
 - ①感染症発生・まん延時に入院患者を受け入れる病床を一定数（例えば30床）以上確保し継続して対応できること
 - ②発生の公表後、知事の要請後速やかに（1週間以内を目途に）即応病床化できること
 - ③病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと
- ※ 国では、流行初期の入院医療について、総病床数400床以上の重点医療機関での対応規模を参考としている
- ※ 「全額公費・保険料で病院全体の収益を補填（減収補填）するという流行初期医療確保措置の性格上、30床の基準を一定程度下回ることはあっても、大きく下回ることは想定していないが、地域の実情に応じて、知事が判断する」とされている。（厚生労働省Q&Aより抜粋）

【本県における基準算定の考え方】

- 流行初期において、総病床数200床を下回る感染症指定医療機関が、中心的な対応を担うことが想定される。
- 新型コロナ発生の約1年後である2020年12月時点で、新型コロナ対応において、中心的な対応を担ってきた感染症指定医療機関において、確保病床が10床を下回る医療機関があった。
- 10床を超える基準を設定すると、協定締結可能な医療機関が限定され、一部の医療機関に患者が集中することが懸念される。



【本県における流行初期医療確保措置に係る基準】

流行初期医療確保措置の対象となる協定（病床確保）を締結する医療機関の基準を、次のとおり定める。

- ①感染症発生・まん延時に入院患者を受け入れる病床を8床以上確保し継続して対応できること
- ②発生の公表後、知事の要請後、概ね1週間を目途に即応病床化できること
- ③病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと

流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関の県基準（外来医療）

【国における対応の方向性】

- 流行初期医療確保措置の対象となる協定（発熱外来）を締結する医療機関の基準は、以下の国が定める基準を参酌して、知事が定める（感染症法施行規則第19条の7第2項）。

- ①流行初期から一定数（例えば20人/日）以上の発熱患者を診察できること
- ②発生の公表後、知事の要請後速やかに（1週間以内を目途に）発熱外来を開始できること

※1 国では、流行初期の外来医療について、総病床数200床以上で新型コロナ患者が入院可能な診療・検査医療機関での対応規模を参考としている

【本県における基準算定の考え方】

- 流行初期において、総病床数200床を下回る感染症指定医療機関が、中心的な対応を担うことが想定される。
- 20人/日に近い基準を設定すると、協定締結可能な医療機関が限定され、一部の医療機関に患者が集中することが懸念される。



【本県における流行初期医療確保措置に係る基準】

流行初期医療確保措置の対象となる協定（発熱外来）を締結する医療機関の基準を、次のとおり定める。

- ①流行初期から10人/日以上の発熱患者を診察できること
- ②発生の公表後、知事の要請後、概ね1週間を目途に発熱外来を開始できること

流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関

【流行初期医療確保措置について】

- 新興感染症の発生の公表後の流行初期の一定期間（3か月を基本）には、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結した医療機関が対応する。
- 流行初期医療確保措置とは、「初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関」について、経営の自立性（一般医療の提供）を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療（感染患者への医療）の提供することに対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援（いわゆる減収補填）を行うこと。
- 支援額は、感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。その上で、感染症流行前の診療報酬収入と、当該年度の診療報酬収入に補助金を加えた収入との差額になるように精算を実施する。

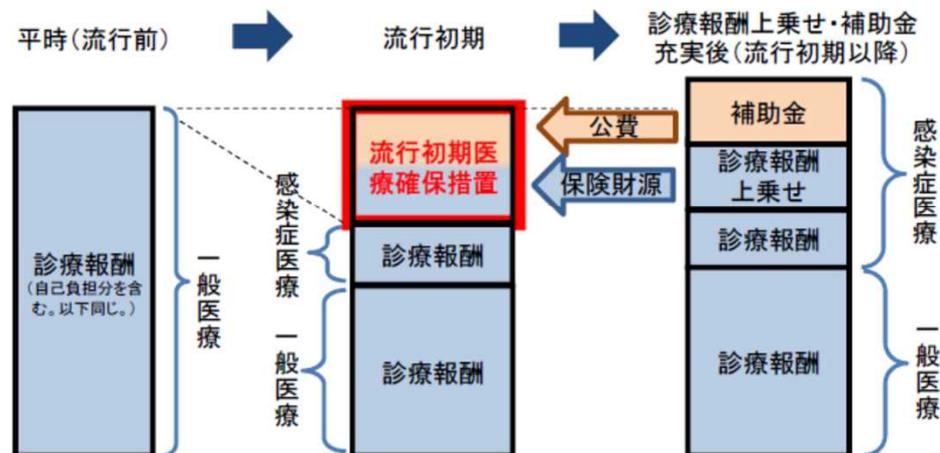
※病床確保を行う医療機関：外来も含めた診療報酬全体を勘案

発熱外来のみを行う医療機関：外来分の診療報酬のみ勘案

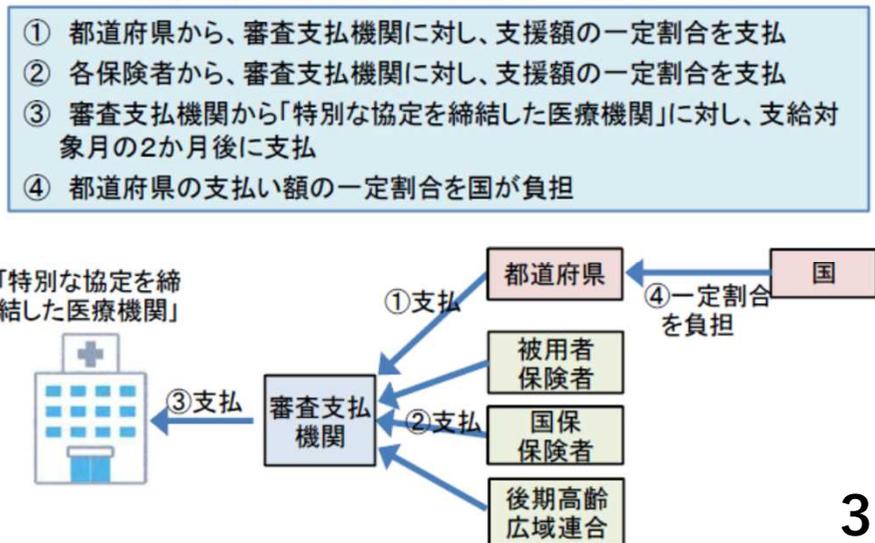
※自己負担分・公費負担医療分も補償するため、診療報酬収入の差額に10/8を乗じる。

※措置に関する費用は、公費と保険者で負担（負担割合は、1:1）する。

平時（流行前）、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後（流行初期以降）における「特別な協定を締結した医療機関」の収入（イメージ）



流行初期医療確保措置の支払いスキーム（イメージ）



数値目標の設定（①確保病床：流行初期）

【考え方】

- 新型コロナ発生約1年後（令和2年12月）の新型コロナ入院患者（全国で約1.5万人）の規模に対応できる体制を目指す。
- 新型コロナ対応においては、例えば総病床数400床以上の重点医療機関（約500機関）で約1.9万床の対応規模があったことを参考に、一定規模の対応を行う医療機関から確保していくことを目安とする。
- 感染症病床、結核病床は含まない。

【本県の実績】

- 令和2年12月の1日当たりの最大の「入院患者数+調整中人数」：70人



【目標値】

- 病床の稼働率を80%として算定すると、必要となる病床数は87床（ $=70人 \div 80\%$ ）
- 感染症指定医療機関の感染症病床が、別に24床あるため、目標値は63床（ $=87床 - 24床$ ）

数値目標の設定（①確保病床：流行初期以降）

【考え方】

- 新型コロナ体制で確保した最大の体制を目指す。
- 令和4年12月時点の全国の体制も目安として示されているが、本県では、令和5年1月に最大の患者数が発生（3,211人/日：令和5年1月4日）したため、令和5年1月の患者に対応できる体制を目指す。
- 感染症病床、結核病床は含まない。

【本県の実績】

- 令和5年1月における最大確保病床数：316床（1月16日時点）
※ 316床には、感染症指定医療機関の感染症病床（24床）、結核病床（12床）を含む。



【目標値】

- 280床（ $=316床 - 24床 - 12床$ ）

数値目標の設定（②発熱外来：流行初期）

【考え方】

- 新型コロナ発生約1年後（令和2年12月）の新型コロナ外来患者（全国で約3万人）の規模に対応できる体制を目指す。
- その際、新型コロナ対応においては、例えば総病床数200床以上で新型コロナ患者が入院可能な診療・検査医療機関（約1500機関）で約3万人の対応規模があったことを参考に、一定規模の対応を行う医療機関から確保していくことを目安とする。

【本県において想定される外来患者数】

- 新型コロナ疑い患者の外来診療時に算定できる院内トリアージ実施料の算定件数から算出
153人（ $=30,000人 \times 0.51\%$ ）
※ 2020年度NDBデータ 全国：3,615,103人 香川県：18,303人（0.51%）
- 1医療機関において、1日当たり10人以上の患者に対応可能と想定



【目標値】

- 16医療機関（ $\div 153人 \div 10人/日$ ）

数値目標の設定（②発熱外来：流行初期以降）

【考え方】

- 新型コロナ体制で確保した最大の体制を目指す。
- 令和4年12月時点の全国の体制も目安として示されているが、本県では、令和5年1月に最大の患者数が発生（3,211人/日：令和5年1月4日）したため、令和5年1月の診療・検査医療機関数を目指す。

【本県の実績】

- 令和5年1月時点における診療・検査医療機関数：399機関（病院：64機関、診療所：335機関）



【目標値】

- 399機関（病院：64機関、診療所：335機関）

数値目標の設定（③自宅療養者等への医療の提供：流行初期以降）

【考え方】

- 新型コロナ体制で確保した最大の体制を目指す。
- 令和4年12月時点の全国の体制「保健・医療提供体制確保計画」が例示として示されている。

【本県の実績】

- 375機関（病院：20機関、診療所：110機関、薬局：229機関、訪問看護ステーション：16機関）
※ 令和4年12月「保健・医療提供体制確保計画」より



【目標値】

- 375機関（病院：20機関、診療所：110機関、薬局：229機関、訪問看護ステーション：16機関）

数値目標の設定（④後方支援：流行初期以降）

【考え方】

- 新型コロナ体制で確保した最大の体制を目指す。
- 令和4年12月時点の全国の体制「保健・医療提供体制確保計画」が例示として示されている。
- 病床確保の協定締結医療機関の数を上回ることを目指す。

【本県の実績】

- 33機関
※ 令和4年12月「保健・医療提供体制確保計画」より
(参考) 病床確保の協定締結医療機関数（見込）：27機関



【目標値】

- 33機関

数値目標の設定（⑤人材派遣：流行初期以降）

【考え方】

- 新型コロナ体制で確保した最大の体制を目指す。
- 令和4年12月時点の全国の体制「保健・医療提供体制確保計画」が例示として示されている。

【本県の実績】

- 92人（医師：59人、看護師：33人）
※ 令和4年12月「保健・医療提供体制確保計画」より



【目標値】

- 92人（医師：59人、看護師：33人）

数値目標の設定（⑥個人防護具の備蓄：流行初期、流行初期以降を通じて）

【考え方】

- 協定締結医療機関（病院、診療所、訪問看護事業所）のうち、8割以上の施設が、協定により、その施設の2か月分以上に当たる各種PPEの備蓄を行うことを目指す。

【本県の協定締結医療機関数（見込）】

- 439機関（病院：73機関、診療所：350機関、訪問看護事業所：16機関）
※ 前述の①病床確保、②発熱外来、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣に係る協定締結医療機関数より算定



【目標値】

- 352機関（=439機関×0.8）

数値目標の設定（⑦検査体制：流行初期）

【考え方】

- 協定締結医療機関（発熱外来）における1日の対応可能人数以上に対応できる体制を目指す。
- 全国ベースの目標値の目安として、協定締結医療機関（発熱外来）について、全国で約3万人/日の対応を目安としていることから、検査の実施能力は約3万件/日を目安としている。

【本県において必要と見込まれる検査能力】

- 「②発熱外来：流行初期」において、以下のとおり想定している。
 - 患者数：153人/日
 - 1医療機関での対応可能患者数：10人/日
 - 流行初期の協定締結医療機関（発熱外来）数：16機関



【目標値】

項目	目標検査実施能力（件/日、台）
検査の実施能力	244
環境保健研究センター	(144)
民間検査機関等	(100)
環境保健研究センターの検査機器の数	2

数値目標の設定（⑦検査体制：流行初期以降）

【考え方】

- 協定締結医療機関（発熱外来）に、新型コロナ対応のピーク時における1医療機関の1日当たりの平均検体採取人数を乗じた件数を旨す。

【本県において必要と見込まれる検査能力】

- 「②発熱外来：流行初期以降」において、以下のとおり想定している。
流行初期以降の協定締結医療機関数：399機関（病院：64機関、診療所：335機関）
 - 新型コロナピーク時における1医療機関の1日当たりの平均検体採取人数（G-MISよりデータを抽出）
 - ・ 本県における過去最大の感染拡大時（2か月：令和4年12月～令和5年1月）
病院：16.4人/日 診療所：5.9人/日（病院及び診療所の合算：8.7人/日）
- （参考）環境保健研究センターにおける、新型コロナ対応で確保した体制を踏まえた最大検査能力
288人/日、4台（リアルタイムPCR）



【目標値】

- 【病院】（64機関×16.4人/日）+ 【診療所】（335機関×5.9人/日）=3,026.1≒3,027人/日

項目	目標検査実施能力（件/日、台）
検査の実施能力	3,027
環境保健研究センター	(288)
医療機関、民間検査機関等	(2,739)
環境保健研究センターの検査機器の数	4

数値目標の設定（⑧宿泊施設確保居室数：流行初期）

【考え方】

- 新型コロナ対応時（令和2年5月頃）の実績を参考に設定する。
- なお、令和2年5月時点で確保していない場合は、立ち上げ時点の確保居室数とする。

【本県の実績】

- 令和2年4月の確保数：1棟101室（運用開始は令和2年7月から）



【目標値】

- 101室

数値目標の設定（⑧宿泊施設確保居室数：流行初期以降）

【考え方】

- 新型コロナ対応で確保した最大の体制を目指す。

【本県の実績】

- 本県における最大の体制：4棟474室（令和4年3月～令和5年3月の実績値）



【目標値】

- 474室

数値目標の設定（⑨研修・訓練の回数）

【考え方】

- 協定締結医療機関
 - ・ 協定締結医療機関の研修・訓練への参加又は実施を年1回以上とする。
 - ・ 協定締結医療機関のすべてが、研修や訓練の実施又は国や国立感染症研究所、県、他の医療機関等が実施する研修などに職員を参加させる。
- 保健所
 - ・ 県や保健所が主催する研修や訓練を年1回以上実施する。
 - ・ 感染症有事体制に構成される人員を対象に、全員が年1回以上研修を受講できるように実施した回数となる。
- 県職員及び高松市職員
 - ・ 県や高松市が主催する研修や訓練を年1回以上実施する。
 - ・ 対象は、主に感染症対策を行う部署に従事する職員（環境保健研究センターを含む。）。



【目標値】

項目	目標値（回数）
協定締結医療機関における研修・訓練の実施回数	各協定締結医療機関 年1回以上
保健所の職員を対象とした研修・訓練の実施回数	各保健所 年1回以上
県の職員を対象とした研修・訓練の実施回数	年1回以上

数値目標の設定（⑩流行初期の業務量に対応する人員確保数）

【考え方】

- 保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数
 - ※ いわゆる第6波（令和4年1月～3月頃）と同規模の感染が、流行初期に発生した場合の、流行初期から1ヶ月間の業務量に対応可能な人員確保数とする。

【本県において必要と見込まれる人員】

- 本県における、第6波対応時の保健所における新型コロナ業務の対応人数を基に設定
 - ※ 2月中旬～3月中旬にかけて新規感染者数が多くなり、新型コロナ業務の対応人数も多かった。



【目標値】

項目		目標確保人数（人）
流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数（合計）		● ※
県型保健所	小豆保健所	(13)
	東讃保健所	(30)
	中讃保健所	(86)
	西讃保健所	(24)
市型保健所	高松市保健所	(●) ※

※高松市保健所は、確認中
合計は、153人+高松市保健所分

数値目標の設定（⑩IHEAT要員の確保数）

【考え方】

- 過去1年以内に、IHEAT研修を受講した人数（昨年度末時点）とする。

【本県の実績】

- IHEAT研修受講者数 : 令和4年度末 : 38人



【目標値】

項目	目標確保人数（人）
即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）	38

高松市感染症予防計画の策定について

※厚生労働省「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」等より作成

資料4

パンデミックにおける
全国の保健所で
業務がひっ迫

- ▲有事に対応するための余力に乏しい
日常業務の増加、ICT化の遅れなど
- ▲役割分担などが不明確
感染拡大期における保健所業務の優先順位、保健所と医療機関、消防機関、市町村等との役割分担や協力関係などが不明確

感染症法
改正

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、**国又は都道府県及び関係機関の連携協力、保健所の体制強化等の措置を講ずること。**

改正の主な項目

国 : 基本指針の記載事項の追加、一部の事項は3年ごとに中間見直しを実施（従前は6年）
都道府県 : **平時からの備えを確実に推進するため、新たに記載事項を追加**

充実

市 : 感染症発生・まん延時の際は、**地域の実情に応じて主体的・機動的に感染症対策に取り組む必要があるため、保健所設置市による、県の予防計画に即した予防計画の策定が義務付け**

新規

ポイント 流行開始から1ヶ月間において想定される業務量を見込んだ人員体制を迅速に構築する方策等を検討、計画化

計画期間 令和6年度から令和11年度（6年間）
ただし、国の基本指針又は県の予防計画の見直しに合わせて見直すものとする。

高松市感染症予防計画骨子案

香川県感染症予防計画骨子と高松市感染症予防計画骨子案との比較

香川県感染症予防計画骨子案	
1	感染症の予防の推進の基本的な方向
2	感染症の発生の予防のための施策に関する事項★
3	感染症のまん延防止のための施策に関する事項★
4	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
5	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項★
6	感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
7	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項★
8	感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項★
9	宿泊施設の確保に関する事項
10	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項★
11	感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示に関する事項
12	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
13	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項★
14	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項★
15	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国及び他の地方公共団体との連絡体制の確保を含む。）に関する事項★
16	その他重要事項

義務事項(★)
+対応事項

高松市感染症予防計画骨子案	
1	感染症の予防の推進の基本的な方向
2	感染症の発生の予防のための施策に関する事項★
3	感染症のまん延防止のための施策に関する事項★
4	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項★
5	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項★
6	感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項★
7	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項★
8	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
9	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項★
10	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項★
11	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項★
12	その他重要事項

(保健所設置市における記載事項(義務)は★を付した部分)

数値目標の考え方と設定（案）

区分	項目	協定締結対象	単位	流行初期（初動対応）		流行初期以降		数値目標
				対応時期	目標の裏付け	対応時期	目標の裏付け	
検査体制	検査の実施能力	地方衛生研究所	件/日	厚生労働大臣の公表後 1ヶ月以内	協定外の対応 （公的機関のため）	厚生労働大臣の公表後 遅くとも6ヶ月以内	協定外の対応 （公的機関のため）	流行初期 112 流行初期以降 1,393 （香川県感染症予防計画の数値目標の内数）
		医療機関 民間検査機関等			協定締結機関との数値入りの協定		可能な限り数値入りの協定を締結しつつ、定性的な内容の協定でも良い	
人材の養成・資質の向上	研修・訓練回数	平時に、協定締結医療機関、保健所職員、都道府県職員及び保健所設置市職員に対する研修及び訓練（※）を年1回以上実施する ※PPEを着用した診療・検体採取の研修・訓練や、移送に係る研修・訓練の実施、又は国、都道府県や医療機関などが実施する研修・訓練への参加						年1回以上
保健所の体制整備	人員確保数	<ul style="list-style-type: none"> 保健所における流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数（都道府県予防計画には管内保健所ごとの内訳も記載） IHEAT要員の確保数（IHEAT研修の受講者数） 						現在算定中

※厚生労働省「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」より作成

今後のスケジュールについて（案）

資料5

	令和5年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
連携協議会		第1回 連携協議会				第2回 連携協議会	
予防計画		骨子（項目） 目標値の考え方	素案の作成、目標値の設定、協定締結の検討			素案	連携協議会意見反映 目標値を踏まえ協定締結の調整 パブコメ意見反映
その他		計画策定、目標値設定 に先立つ医療機関調査 （事前調査）					パブコメ

	令和6年						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
連携協議会	第3回 連携協議会						
予防計画	計画案	連携協議会意見反映 協定締結の調整	計画公表、報告				
その他	準備が整い次第、協定締結（令和6年9月末までに完成することを目指す）						

※スケジュールは、令和5年11月時点の予定であり、変更となる可能性があります

香川県感染症予防計画 (素案)

令和6年●月
香 川 県

目 次

はじめに	1
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向	2
1 事前対応型行政の構築	2
2 県民に対する感染症の予防・治療に重点を置いた対策	2
3 人権の尊重	2
4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	2
5 関係機関による総合的な取組みの推進	3
6 県及び市町の役割	3
7 県民の役割	4
8 医療従事者の役割	4
9 獣医師等獣医療関係者の役割	4
10 施設の開設者等の役割	4
11 予防接種	5
12 特定感染症予防計画	5
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	6
1 感染症の発生の予防のための施策に関する基本的な考え方	6
2 感染症発生動向調査の体制の整備	6
3 結核に係る定期の健康診断	7
4 県民に対する予防啓発及び予防接種の促進	7
5 施設等における予防対策	8
6 感染症の予防のための対策と食品保健対策、環境衛生対策との連携	8
7 関係機関等との連携	8
8 訓練等の緊急時の備え	9
第3 感染症のまん延防止のための施策に関する事項	10
1 患者等発生時の基本的な考え方	10
2 県民への情報提供	10
3 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院措置	10
4 消毒その他の措置	12
5 積極的疫学調査の実施体制	12
6 食品保健対策及び環境衛生対策との連携	13
7 新感染症発生時の対応	13
8 入国後の検疫感染症等発生時の対応	13

第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	14
1 県等における情報の収集、調査及び研究の推進	14
第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	15
1 県等における感染症の病原体等の検査の推進	15
2 関係機関等との連携	15
3 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保	15
第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	16
1 感染症に係る医療提供の考え方	16
2 感染症に係る医療を提供する体制	16
3 一般医療機関における対応	19
4 医薬品等の備蓄又は確保	19
5 医師会等の医療関係団体等との連携	19
第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	20
1 県等における感染症の患者の移送のための体制の確保	20
2 関係機関及び関係団体との連携	20
第8 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項	21
1 医療提供体制等の確保に係る基本的な考え方	21
2 新興感染症の発生・まん延時に備えての目標値の設定	21
3 関係機関及び関係団体との連携	24
第9 宿泊施設の確保に関する事項	25
1 県における宿泊施設の確保	25
第10 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	26
1 県における新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者の療養生活の環境整備	26
第11 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示に関する事項	27
1 県における感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示	27

第 12 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	28
1 感染症に関する正しい知識の普及啓発	28
2 患者等のプライバシーの保護	28
3 医療機関等の留意事項	28
第 13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	29
1 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上	29
第 14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	31
1 感染症の予防に関する保健所の体制の確保	31
2 関係機関及び関係団体との連携	31
第 15 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国及び他の地方公共団体との連絡体制の確保を含む。）に関する事項	32
1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	32
2 国との連絡体制	32
3 市町との連絡体制	33
4 他の都道府県等との連絡体制	33
5 医療機関との連絡体制	33
6 関係機関との連絡体制	33
第 16 その他重要事項	34
1 災害防疫	34
2 動物由来感染症対策	34
3 外国人に対する対応	34
4 その他	34

香川県感染症予防計画

はじめに

明治30年の伝染病予防法制定以来感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、県民の健康・衛生意識の向上、人権の尊重及び行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進展等により大きく変化した。現代における感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の再構築が必要となり、平成10年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年10月法律第114号。以下「法」という。）が制定され、感染症の予防の総合的な推進を図ることとされた。

海外ではエボラ出血熱、中東呼吸器症候群（MERS）などの感染症が出現する一方、遞減傾向にあった結核、麻しんやマラリアなどの再興も見られることに加え、今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19をいう。以下「新型コロナ」という。）の発生及びまん延に際しては、長期間にわたり全国的な対応が必要となるなど、感染症を取り巻く状況は日々変遷し、それらに適切に対応する必要がある。

一方、感染症への対応に当たっては、感染症の患者等の人権を尊重するとともに、積極的な情報の公表、厳格な手続の保障等透明で公正な行政の確保に留意しつつ、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応が求められている。

香川県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）は、法第10条第1項の規定に基づく感染症の予防のための施策の実施に関する計画として定めるものであり、予防計画に基づき、本県の実情に即した感染症の予防及びまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する調査や検査体制の確立、感染症に関する知識の普及等感染症の予防のための施策を総合的に推進するものとする。

計画の期間

予防計画の期間は、令和6年4月1日から令和12年3月31日までとする。なお、国における感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針が医療提供体制の確保等について少なくとも3年ごとに、すべての事項について少なくとも6年ごとに再検討を加え、必要があるときは変更されることとされているため、変更された場合又は諸般の情勢にかんがみ見直しを行う必要がある場合には、再検討を加え、必要な変更を行うものとする。

保健医療圏

医療提供体制を構築する際の、本計画における圏域設定は、全県単位（三次保健医療圏）で設定する。

本計画と方向性を同じくするSDGsのゴール

本計画は、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」及び「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の理念と方向性が同じです。



第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築

- (1) 県及び高松市は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに県民及び医療従事者等への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、発生予防の啓発、発生後の対応体制の整備など、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政として取り組んでいく。
- (2) 県は、県、高松市、感染症指定医療機関、香川県医師会などで構成される香川県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）において、予防計画等について協議を行うとともに予防計画に基づく取組み状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、PDCA サイクルに基づく改善を図りながら、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組みを進める。

2 県民に対する感染症の予防・治療に重点を置いた対策

現在、感染症の多くは予防・治療が可能となってきたため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集・分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の県民への積極的な公表を進めながら、県民一人ひとりの感染症予防を促進するとともに、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療を積み重ねることによって、県民全体の感染症予防を推進する。

3 人権の尊重

- (1) 感染症の予防と患者等の人権尊重との両立を基本とする観点から、患者の意思や人権を尊重し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院等の隔離措置がとられた場合にも、隔離の原因となった感染症の治療だけでなく、その他の病気等についても良質かつ適切な医療を受けられ、早期に社会復帰ができるような環境の整備に努める。
- (2) 感染症に関する個人情報の保護に十分留意する。また、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関等に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

県民の健康を守るための危機管理の観点から、感染症の発生状況等の的確な把握に努めるとともに、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、県、市町、医師等の関係者が適切に連携して、迅速かつ的確に対応できる体制の整備に努める。

5 関係機関による総合的な取組みの推進

- (1) 連携協議会は、法に基づく予防計画の策定等を通じて、県、高松市、その他の関係者の平時からの意思疎通、情報共有、連携の推進を目的として、県において設置する。
- (2) 県、市町、医療機関等の関係機関は、予防計画に示された役割を適切に果たすとともに、必要に応じて対策会議等を設けるなど、緊密な連携を図り、感染症の予防及びまん延の防止に総合的な取組みを進めるものとする。
- (3) 県及び高松市は、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときは、近隣や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら対策を行う。また、このような場合に備え、必要に応じて、国と連携を図りながら他の都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をするものとする。

6 県及び市町の役割

- (1) 県及び市町は、施策の実施に当たり、相互に連携して、予防計画に基づき、感染症の発生予防及びまん延防止のための施策を講じるとともに、正しい知識の普及、情報の収集・分析及び情報の提供、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等を図る。この場合、県及び市町は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重する。
- (2) 県及び市町は、病院、社会福祉施設などその設置する施設等における感染症対策の推進に努め、感染症に強い社会づくりに先導的な役割を果たすよう努めるものとする。
- (3) 県及び高松市は、保健所は地域における感染症対策の中核的機関として、環境保健研究センター等（地域保健法第26条に規定する業務を行う同法第5条第1項に規定する地方公共団体の機関（当該地方公共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。以下同じ。）は県内における感染症検査の技術的・専門的な機関として明確に位置付けるとともに、それぞれが十分な役割を果たせるよう体制整備や人材育成等の取組みを計画的に行う。
- (4) 県及び高松市は、各々の予防計画に沿って感染症対策を行うが、高松市においては、県が策定する予防計画に即して予防計画を策定することに鑑み、相互に十分な連携が図れるよう特に留意する。
- (5) 県は、平時から感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、他の地方公共団体等への人材派遣、国及び他の地方公共団体からの人材の受入れ等に関する体制の構築を図る。また、法に規定する新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）において、情報集約、地方公共団体間調整、業務の一元化等の対応により、高松市への支援を図る。
- (6) 県及び高松市は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、迅速に体

制を移行し、対策が実行できるよう、医療提供体制、保健所、検査及び宿泊療養の対応能力の構築を図る。

- (7) 市町は、自宅療養者等（自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等での療養者をいう。以下同じ。）の療養環境の整備等、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて住民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図る。

7 県民の役割

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等について、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようにしなければならない。

8 医療従事者の役割

- (1) 医療従事者は、県民の一人としての役割に加え、医療従事者の立場で国、県及び市町の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。
- (2) 保険医療機関又は保険薬局は、感染症の入院患者の医療その他必要な医療の実施について、国又は県、市町が講ずる措置に協力するものとする。特に公的医療機関等（法に規定する公的医療機関等をいう。以下同じ。）、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ的確に講ずるため、県が通知する医療の提供等の事項について措置を講じなければならない。

9 獣医師等獣医療関係者の役割

- (1) 獣医師等獣医療関係者は、県民の一人としての役割に加え、獣医療関係者の立場で国、県及び市町の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めなければならない。
- (2) 動物等取扱業者（法第5条の2第2項に規定する者をいう。以下同じ。）は、7に定める県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10 施設の開設者等の役割

病院、診療所、社会福祉施設、学校等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防

及びまん延の防止のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

11 予防接種

予防接種については、国からの情報を踏まえて、県は市町とともに正しい知識の普及に努め、県民の理解を深めるとともに、適切な情報提供等予防接種を受けやすい環境の整備を図る。

12 特定感染症予防計画

県は、別途総合的に予防のための施策を推進する必要がある麻しん、風しん、インフルエンザ、後天性免疫不全症候群、性感染症及び蚊媒介感染症に関しては、予防計画によるもののほか、国が定める特定感染症予防指針に即して具体的な施策を推進する。また、結核に関しては、別途「香川県結核予防プラン」を作成し、予防計画の下位計画として位置付ける。

第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

1 感染症の発生の予防のための施策に関する基本的な考え方

- (1) 感染症の発生の予防のための対策においては、事前対応型行政を念頭に、県が具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価していく。
- (2) 感染症の発生の予防のため、日常行われるべき施策は、感染症発生動向調査がその中心としてなされるものであるが、さらに、平時（患者発生後の対応時以外の状態をいう。以下同じ。）における食品保健対策及び環境衛生対策、検疫所における感染症の国内への侵入防止対策等について、関係機関及び関係団体との連携を図りながら具体的に講ずるよう努める。また、患者発生後の対応時においては、第3に定めるところにより、適切に措置を講じていくこととする。
- (3) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法に基づき適切に予防接種が行われるよう努める。市町は、地域の医師会等と連携し、個別接種の推進その他の対象者がより安心して予防接種を受けられる環境の整備に努める。また、県及び市町は、県民が予防接種を受けようと希望する場合、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供していくこととする。

2 感染症発生動向調査の体制の整備

- (1) 県及び高松市は、感染症の発生状況に関する情報について、積極的にデジタル技術を活用し、迅速かつ的確に収集・分析し、県民や医療従事者等にその情報を適切に提供するものとし、感染症発生動向調査体制の整備を図る。
- (2) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めて全国的に統一的な体系で進めていくことが不可欠であり、県及び高松市は、医師会等を通じ、その協力を得ながら、特に現場の医師に対し、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求めるとともに、調査の基準、体系等について周知を図る。
- (3) 県及び高松市は、法第12条の規定に基づく一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は全数把握の五類感染症と診断した医師から保健所長への届出義務について、医師会等を通じて周知徹底を図り、適切に実施されるよう努める。また、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があるとあり、さらに、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感

染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、医師から保健所長への届出について、周知徹底し、適切に実施されるよう努める。

- (4) 県は、法第 14 条第一項の規定に基づく指定届出機関及び第 14 条の 2 第一項の規定に基づく指定提出機関の指定に当たっては、感染症の発生状況及び動向の正確な把握ができるよう、地域における感染症に係る医療体制や人口等の社会的条件や地理的条件等を勘案し、医師会等の協力を得て行う。また、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の擬似症のうち、厚生労働省令で定めるものについて、適切に届出がなされるよう周知を図る。
- (5) 法第 13 条の規定による届出を受けた時は、県及び高松市は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに第 3 の 5 に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずるよう努める。この場合において、県及び高松市における保健所、環境保健研究センター、動物等取扱業者の指導を行う機関等が相互に連携するよう努める。
- (6) 県及び高松市は、感染症の病原体の迅速かつ正確な特定を図るため、環境保健研究センター等を中心として、病原体に関する情報が一元的に取りまとめられるような感染症発生動向調査体制等の構築に努める。
また、環境保健研究センターは必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集・分析を行うものとする。
- (7) 県は、感染症に関する県外又は海外の情報で、県において影響のあるもの又は影響のおそれのあるものについての情報収集に努め、その情報を県民や医療従事者等に提供するとともに、事前に対応できる体制整備に努める。
- (8) 新興感染症が発生した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるために、新型インフルエンザウイルス等の出現が予想される地域を視野に、国内外からの情報を注視しながら、県、保健所及び環境保健研究センターにおいて、県内の状況、動向の情報収集を積極的に行う。

3 結核に係る定期の健康診断

高齢者、結核発症の危険性が高いとされる幾つかの特定の集団、発症すると二次感染を起こしやすい職業等の定期の健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断の実施が重要である。

4 県民に対する予防啓発及び予防接種の促進

- (1) 県及び市町は、第 12 に従い、感染症患者の人権の尊重に十分留意しつつ、感染症の症状や感染力、予防対策等感染症に関する正しい知識の普及啓発に努める。
- (2) 県及び市町は、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症など季節的な流行傾向が見られる感染症については、流行期に先だって予防啓発を徹底する。

- (3) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性と安全性が確認されている感染症については、円滑な接種が可能となるよう実施体制を整備する。また、その有効性等について県民の理解を得るとともに、医師会等との連携の下、県及び市町は、予防接種の実施機関等の周知を図り、接種を奨励する。

5 施設等における予防対策

- (1) 病院、診療所及び社会福祉施設をはじめとした施設等は、感染症対策マニュアルを策定し、衛生管理、利用者・職員等に対する健康管理、必要な設備の設置に努めるとともに、季節的流行傾向がみられる感染症については、流行期に先だった予防対策に努める。
- (2) 病院、診療所及び社会福祉施設をはじめとした施設等において感染症が発生した場合には、施設等においては、感染者に対する適切な医療及びまん延防止の措置を講じるよう努めるとともに、感染症の種類に応じて定められる方法により報告を行う。
- (3) 県及び高松市は、必要に応じて、施設等における感染予防対策について、助言や指導を行うとともに、定期的な指導監査等において施設の状況を点検し、必要な対策が講じられるよう指導する。

6 感染症の予防のための対策と食品保健対策、環境衛生対策との連携

- (1) 食品を介する感染症の予防
- 県及び高松市は、飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防に当たっては、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防の指導については、他の食中毒対策と併せて食品保健部門が主体となって実施し、二次感染防止等の情報提供や指導については感染症対策部門が主体となって実施することとし、実施に当たっては、相互間の連携・調整を図る。
- (2) 水や空調設備、ねずみ族、昆虫等を介する感染症の予防
- ① 平時において、水や空調設備、ねずみ族、昆虫等を介する感染症の発生の予防対策を講ずるに当たっては、県及び高松市は、感染症対策部門と環境衛生部門とが相互に連携して、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等の駆除の必要性等の正しい知識の普及や、海外における蚊媒介感染症流行地域等の情報提供、関係業種への指導等を実施する。
- ② 平時におけるねずみ族及び昆虫の駆除については、過剰な消毒・駆除とならないように配慮しつつ、地域の実情を踏まえ、各市町が各々の判断で適切に実施するものとする。

7 関係機関等との連携

- (1) 全庁的連携体制の構築
- 感染症の予防を効果的・効率的に進めるため、県及び市町の感染症対策部門、施設管

理部門、食品保健部門、環境衛生部門、並びに学校、医師会等の専門職能団体や高齢者施設等関係団体等の密接な連携を図る。また、広範な分野にわたる対策が必要な感染症に対しては、全庁的な対策会議を設置し、総合的な対策を推進する。

(2) 国、検疫所、市町、医療機関等及び他の都道府県との連携

- ① 県及び高松市は、連携協議会を通じて、県、検疫所、市町及び医療機関等の関係機関との連携体制の構築を図り、総合的な予防対策を推進する。
- ② 第15に定めるところに従い、感染症発生の緊急時において、県、国、検疫所、市町、医療機関等の関係機関、他の都道府県が緊密な連携を図れるよう連絡体制の整備、確認等を行うとともに、適宜訓練を行うこと等により、緊急時の円滑な連絡が図られるよう努める。
- ③ 検疫所長は、医療機関に迅速かつ適確に入院を委託することができる体制を整備するため、必要に応じて、医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、協定を締結できることとなっており、その際は、あらかじめ検疫所と県とで協議を行う。

(3) 保健所及び環境保健研究センターの役割分担等

- ① 保健所は、環境保健研究センターと連携をとりながら必要な疫学的な調査を実施するとともに、予防対策及び良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われるように努める。
- ② 環境保健研究センターは、保健所等との連携の下、調査研究、試験検査、研修指導及び感染症に関する情報等の収集・解析及び提供の業務を行う。
- ③ 感染症対策課は、保健所・環境保健研究センター等において必要な調査及び研究等が円滑に実施できるよう努める。

8 訓練等の緊急時の備え

関係機関等との連携のほか、予防計画に定める緊急時の対応を円滑かつ的確に実施できるよう、その内容・手順の確認と周知徹底、必要な訓練等に努める。

第3 感染症のまん延防止のための施策に関する事項

1 患者等発生時の基本的な考え方

- (1) 感染症患者が発生した場合には、患者等の人権を尊重しつつ、健康危機管理の観点に立って、迅速かつ的確な対応に努める。また、情報提供等による県民一人ひとりの予防と患者への適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねにより、社会全体の予防を推進する。
- (2) まん延防止の対策を講じるに当たっては、県及び高松市は、感染症発生動向調査を活用するとともに、積極的疫学調査などを行い、感染症の発生動向の正確な把握に努める。
- (3) 県及び高松市は、感染症の発生、患者等の死亡に伴って行われる情報提供等に当たっては、患者等のプライバシーの確保に十分留意するとともに、様々な広報媒体を活用して、感染症の特徴、発生動向、予防対策等を正確に周知し、冷静な対応をとるとともに、患者等が差別を受けないことなどを呼びかける。
- (4) 県及び高松市は、感染症が集団発生した場合等には、必要に応じ全庁的な対策会議、関係機関等との連絡会議を設けるなど、関係機関等との連携の確保に特に留意する。また、県内の関係機関のみで対応が困難な場合は、国による技術的援助又は近隣府県等による協力・支援を要請する。
- (5) 県は、感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときは、必要に応じ、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条に基づく指示を行い、臨時の予防接種が適切に行われるようにする。

2 県民への情報提供

- (1) 県及び高松市は、感染症患者が発生した場合には、患者や家族、医療従事者等の理解と協力を得ながら、県民等に情報提供等を行い、自ら予防に努めるよう注意を喚起する。
- (2) 知事は、新興感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の公表に関し、当該情報に関する住民の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、市町長に対し、必要な協力を求める。また、当該協力のために必要があると認めるときは、協力を求めた市町長に対し、個人情報の保護に留意の上、患者数及び患者の居住地等の情報を提供する。

3 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院措置

(1) 対人措置の留意事項

対人措置（法第4章に規定する措置をいう。）を行うに当たっては、感染症の発生及びまん延の防止に関する情報を患者等に提供し、その理解と協力を求めつつ、人権の尊重の観点から必要最小限の範囲で行うことを基本とし、審査請求に係る教示等の手続きを厳正に行う。

(2) 検体の採取等

一類感染症、二類感染症、若しくは新型インフルエンザ等感染症患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者との接触者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者を対象として、保健所が検体の提出・採取の勧告等を行う。

(3) 健康診断

① 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の疑いのある者について、保健所が健康診断の勧告等を行う場合には、病原体の感染経路を考慮し、当該感染症に感染していると疑う科学的理由のある者等を対象として、法に基づき適正に実施する。

② 各種の広報媒体を活用して、感染症の発生動向に関する適時・的確な情報提供を行い、県民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨する。

(4) 就業制限

一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び無症状病原体保有者に関する就業制限については、対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象外の業務への一時的従事等により対応することを基本とし、対象者等に対しこのことを十分説明する。その上で、就業制限を勧告する場合は、当該感染者等への十分な説明を行い、理解を求めた上で、法に基づき実施する。

(5) 入院措置

① 一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者に係る勧告等による入院については、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供を基本とし、感染症指定医療機関の協力を得ながら、入院後も必要に応じた説明とカウンセリングにより、患者等の精神的不安の軽減が図れるように努める。

② 入院の勧告を行うに際しては、患者や家族等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関する事等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行う。

③ 勧告による入院をしている患者に対し、当初の勧告期間（72 時間以内）を超えて入院を勧告（10 日以内の期間を設定）する場合、さらにその期間の延長を勧告（10 日以内の期間を設定）する場合には、所管の保健所において速やかに感染症診査協議会に諮問し、その了承を得た上で実施する。

④ 入院勧告等を実施した場合には、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成し、その状況を把握する。

⑤ 勧告等により入院した患者等が法第 22 条第 3 項の規定に基づく退院請求を行った場合には、病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

4 消毒その他の措置

県及び県の指示を受けた市町は、個人等の所有物に対して、消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限及び封鎖、交通遮断等の措置を発動するに当たっては、関係機関の速やかな連絡調整を行うとともに、可能な限り所有者等の理解を得ながら実施するものとし、その措置は、個人等の権利に配慮しつつ、必要最小限のものとする。

5 積極的疫学調査の実施体制

- (1) 積極的疫学調査は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにし、感染の拡大防止及び再発防止並びに発生の原因究明をするため、感染者を診断した医師等の協力を得つつ、当該感染者等への質問や必要な調査を行うものである。

この調査に当たっては、関係機関と緊密な連携を図りながら、患者等の所在する保健所及び環境保健研究センターにおいて実施し、所轄地域を越えた広域にわたる場合は、感染症対策課との連絡調整の上、所轄外保健所との連携による調査体制の整備に努める。

また、必要に応じて、他都道府県、国立感染症研究所等の協力を求めながら、感染症対策課を窓口とし、一元的な調査体制の整備に努める。

- (2) 積極的疫学調査の対象は、原則、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症とする。五類感染症については、医師や指定届出機関から発生の状況の届出における感染症発生動向調査の結果において、通常と異なる傾向が認められる場合には、感染症対策部門と協議の下、積極的疫学調査を実施する。

このほかにも、国内で感染症の患者は発生していないが海外で感染症が流行している場合であって、国内における当該感染症の発生の予防上積極的疫学調査が必要と認められる場合、感染症を媒介すると疑われる動物についての調査が必要な場合等個別の事例に応じて、適切な判断の下、積極的疫学調査を実施する。

- (3) 積極的疫学調査については、対象者の協力が得られるようその趣旨をよく説明し、理解を得ることに努める。また、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者については、正当な利用なく応じない場合には指示、罰則の対象となることを、人権に配慮しあらかじめ丁寧に説明するよう努める。

- (4) 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、他の関係都道府県等と連携を取りながら必要な情報の収集を行う。

- (5) 指定感染症及び新感染症への対応については、国の動向を迅速かつ的確に把握するように努めるとともに、万一、県内においてこれらの感染症と疑われるものが発生した場合には、可能な限りの積極的疫学調査を行い、国にその概要を迅速に報告し、国とともにまん延の防止に努める。

- (6) 積極的疫学調査の実施に際して、新型コロナ対応時に、ICTを活用したことも念頭に
対応に努める。

6 食品保健対策及び環境衛生対策との連携

(1) 食品保健対策との連携

- ① 県及び高松市は、食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長等の指揮の下、食品保健部門にあつては主として病原体の検査等を行うとともに、感染症対策部門にあつては患者に関する情報を収集するという役割分担により、相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行う。
- ② 県及び高松市は、病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、食品保健部門にあつては一次感染を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行い、感染症対策部門にあつては必要に応じ消毒等を行う。
- ③ 県及び高松市は、二次感染による感染症については、感染症対策部門において、感染症に関する情報の提供等の措置をとることにより、そのまん延防止を図る。
- ④ 原因となった食品等の究明に当たっては、保健所等は、環境保健研究センター等との連携を図る。

(2) 環境衛生対策との連携

県及び高松市は、水や空調設備、ねずみ族、昆虫等を介した感染症については、感染症対策部門と環境衛生部門とが連携して、そのまん延防止に努める。

7 新感染症発生時の対応

新感染症は、感染力や罹患した場合の重篤性が高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有している。

このため、県及び高松市は、新感染症と疑われる症例について医療機関等から連絡を受けた場合には、速やかにその情報収集を実施し、その概要を国に報告し、必要な関係機関に連絡するとともに、国の積極的な指導助言を求めながら、その協力を得て、緊急的に一類感染症と同様な対応を実施する。

また、県民に対して、正確な情報を提供することにより、いたずらに不安感を人々に与えることのないように努める。

8 入国後の検疫感染症等発生時の対応

検疫感染症の病原体に感染したおそれがあり、停留されない者で健康状態に異常のある者、又は一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、及び指定感染症の病原体の保有が明らかになった者について検疫所より報告があった場合、県は、検疫所などの関係機関、関係各自治体と連携し、迅速にまん延の防止のための必要な措置を行う。

第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

1 県等における情報の収集、調査及び研究の推進

- (1) 医療 DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する中で、県は、国又は他の都道府県に対する発生届及び積極的疫学調査に関する情報の報告等を電磁的方法により行うよう努める。
- (2) 県及び高松市における情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、地域における感染症対策の中核的機関である保健所及び県における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関である環境保健研究センター等が県の関係主管部局と連携を図りつつ、計画的に取り組むよう努める。
- (3) 保健所においては、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な情報の収集、疫学的な調査及び研究を環境保健研究センターとの連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たしていく。
- (4) 環境保健研究センターにおいては、県における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所等、検疫所、県の関係行政部局、保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び情報の提供の業務に努める。
- (5) 感染症及び病原体等に関する調査研究に当たっては、感染症対策課、保健所、環境保健研究センターが相互に連携し、国立感染症研究所など関係機関と十分な連携の下に推進する。
- (6) 感染症指定医療機関は、新興感染症の対応を行い、知見の収集及び分析を行う。
- (7) 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師が県に対して届出等を行う場合には、感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策の推進に活かしていくため、電磁的方法により届出等を行う。
- (8) 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院した場合や、当該患者又は所見がある者が退院又は死亡した場合にも電磁的方法で報告する。

第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

1 県等における感染症の病原体等の検査の推進

- (1) 環境保健研究センター等をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等については、法施行規則に基づき整備し、管理する。このほか、県は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における研修等の技術的支援や精度管理等にも努める。
- (2) 県及び高松市は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、連携協議会等を活用し、環境保健研究センターや保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で、それぞれ連携を図る。また、必要な対応について、高松市とも連携しながら、あらかじめ近隣の都道府県等との協力体制についても協議するよう努める。
- (3) 県は、環境保健研究センターが十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置を行い、平時から体制を整備する。高松市は、県との連携を確保すること等により試験検査に必要な対応を行う。
- (4) 環境保健研究センターは、新興感染症の発生初期において検査を担うことを想定し、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備整備、検査試薬等の物品の確保等を行い、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行い、質の向上を図る。
また、国立感染症研究所の検査手法を活用して、環境保健研究センター等が検査実務を行うほか、保健所や他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ適確に検査を実施する。
- (5) 県は、新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、民間検査機関又は医療機関との検査等措置協定等により、平時から計画的に準備を行う。
なお、新興感染症の発生・まん延時の検査の実施能力等に係る数値は、第8のとおりとする。

2 関係機関等との連携

県及び高松市は、病原体等の情報の収集に当たって、国、医師会、民間検査機関等と連携を図るとともに、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター等と連携を図る。

3 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保

特定病原体等の適正な取扱いについては、国内における病原体等の試験研究、検査等の状況、国際的な病原体等の安全管理の状況その他の特定病原体等の適正な取扱いに関する国内外の動向を踏まえつつ行わなければならない。

第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

1 感染症に係る医療提供の考え方

- (1) 感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化及びまん延防止に努めることを基本とする。
- (2) 感染症指定医療機関においては、感染症に係る医療は特殊な医療ではなく、まん延防止を担保しながら一般医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下、次の事項に留意しつつ、良質かつ適切な医療の提供に努める。
 - ① 感染症の患者に対しては、必要な感染のまん延防止の措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様な療養環境において医療を提供する。
 - ② 通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講じる。
 - ③ 患者の心身の状況を十分踏まえつつ、患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明及びカウンセリングを行う。
- (3) 第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、結核指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、特定感染症指定医療機関、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療センターとの連携体制を整備する。
- (4) 新興感染症が発生した際に、速やかに外来診療、入院、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、香川県医療審議会や連携協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行う。その際、主に当該感染症に対応する医療機関等と当該感染症以外に対応する医療機関等の役割分担が図られるよう調整を行うとともに、法に基づき締結する医療措置協定により、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制や当該感染症の後方支援体制の迅速な確保を図る。
- (5) 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間前においては、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応する。発生の公表後の流行初期の一定期間（3か月を基本）には、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定を締結した医療機関を中心に対応する。当該一定期間の経過後は、当該医療機関に加え、当該医療機関以外の医療措置協定を締結した医療機関のうち、公的医療機関等（公的医療機関等以外の医療機関のうち新興感染症に対応することができる医療機関を含む。）も中心となった対応とし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、医療措置協定を締結したすべての医療機関で対応する。

2 感染症に係る医療を提供する体制

- (1) 第一種感染症指定医療機関の整備
 - ① 第一種感染症指定医療機関は、主として一類感染症の患者の入院を担当するとともに、第二種感染症指定医療機関を支援する役割として、二類感染症、新型インフル

エンザ等感染症患者の入院等を担当する。

- ② 第一種感染症指定医療機関は、県内に1か所、2病床を指定する。

目標病床数(床)	医療機関名	病床数(床)	
		稼働	指定
2	香川県立中央病院	2	2

- ③ 一類感染症の患者等が発生した場合には、速やかに第一種感染症指定医療機関に入院させ、患者の治療及びまん延の防止に努める。

なお、患者の病状等から患者の移送が困難な場合等においては、法第19条第1項ただし書の規定により、第二種感染症指定医療機関等に協力を求め、入院させ、国、関係機関の協力を得つつ患者の治療及び感染の拡大防止に万全を期するものとする。

(2) 第二種感染症指定医療機関（結核病床を除く）の整備

- ① 第二種感染症指定医療機関は、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、原則として、保健所管内毎に1か所指定する。
- ② 病床数の目標は、各二次保健医療圏の人口、感染症発生時の保健所との連携体制、地理的要件等を勘案して、次のとおりとする。

管轄保健所	目標病床数(床)	医療機関名	病床数(床)	
			稼働	指定
東讃保健所	4	さぬき市民病院	4	4
高松市保健所	6	高松市立みんなの病院	6	6
小豆保健所	4	小豆島中央病院	4	4
中讃保健所	4	坂出市立病院	4	4
西讃保健所	4	三豊総合病院	4	4
計	22	5病院	22	22

(3) 第二種感染症指定医療機関（結核病床）及び結核患者収容モデル病室の整備

- ① 第二種感染症指定医療機関（結核病床）は結核患者の入院を担当する医療機関であり、目標病床数は、県全域で24床とする。

目標病床数(床)	医療機関名	病床数(床)	
		稼働	指定
24	小豆島中央病院	5	5
	高松医療センター（※）	12	12
	香川県立中央病院	5	5
	高松赤十字病院	2	2
24	4病院	24	24

- ② 結核患者収容モデル病室

結核患者収容モデル病室は、高度な合併症を有する結核患者又は入院を必要とする精神障害者である結核患者に対して、医療上の必要性から一般病床又は精神病床において収容治療するための病室であり、県下では下記のとおりとする。

モデル病室の種別	医療機関名	病床数(床)	
		稼働	指定
高度な合併症を有する結核患者を収容治療するモデル病室 (一般病床)	四国こどもとおとなの医療センター	3	3
高度な合併症を有する結核患者を収容治療するモデル病室 (一般病床)	高松医療センター (※)	8	8
入院を必要とする精神障害を有する結核患者を収容治療するモデル病室 (精神病床)	香川県立丸亀病院	4	4
計	3 病院	15	15

※ 高松医療センターについては、現在、一般病床における結核モデル病床への移行を令和5年度中に検討しているところであり、変更の可能性がある。

(4) 結核指定医療機関

結核指定医療機関は、結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として、病院等のうち、法第38条第2項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、知事（高松市長）が指定するものである。

(5) 第一種協定指定医療機関の整備

① 第一種協定指定医療機関は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、新興感染症の入院を担当する医療機関として協定を締結した医療機関であって、知事が指定するものである。

② 第一種協定指定医療機関については、県ホームページにおいて掲載し、病床確保数に関する県の目標は、第8のとおりとする。

(6) 第二種協定指定医療機関の整備

① 第二種協定指定医療機関は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症の発熱外来医療、自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局等として協定を締結した医療機関、薬局等であって、知事が指定するものである。

② 第二種協定指定医療機関については、県ホームページにおいて掲載し、発熱外来及び自宅療養者等への医療の提供を行う医療機関数に関する県の目標は、第8のとおりとする。

(7) その他の協定締結医療機関の整備

① 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関に代わって新興感染症の感染症患者以外の患者に対し医療を提供する医療機関又は感染症医療担当従事者等を派遣する医療機関として協定を締結した医療機関である。

② その他の協定締結医療機関については、県ホームページにおいて掲載し、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関に代わって新興感染症の感染症患者以外

の患者に対し医療を提供する医療機関又は感染症医療担当従事者等を派遣する医療機関数に関する県の目標は、第8のとおりとする。

3 一般医療機関における対応

- (1) 消防機関が搬送した傷病者が法第12条第1項第1号に該当する感染者であることを医師が判断した場合には、当該医師は、直ちに所轄保健所に届け出るとともに、消防機関に対しその旨等を適切に連絡するものとする。
- (2) 県及び高松市は、一類感染症、二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の汎流行時においては、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させる事態等に備えて、医師会や情報ネットワークを通じて、感染症の発生動向、対応方策等を伝達し、適切な対応を要請する。
- (3) 一類感染症、二類感染症等で、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、県が当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立することにより、医療提供体制に混乱が生じないようにすることについて検討する。
- (4) 感染症患者に係る医療は、一般の医療機関においても提供されることがあることから、感染症に関する情報について積極的に収集し、医療機関内における感染防止に必要な措置を講ずることが重要である。また、患者の人権を尊重し、良質かつ適切な医療の提供に努めるものとする。

4 医薬品等の備蓄又は確保

- (1) 県は、新興感染症の汎流行時に、地域における予防又は治療に必要な医薬品等の供給や流通を的確に行うため、必要な医薬品等の確保に努め、新興感染症に対応する医療機関及び薬局等が必要に応じて使用できるようにする。
- (2) 県は、個人防護具の備蓄に当たっては、取扱事業者との優先供給に係る契約などの活用を検討することに加え、医療機関と法に基づき医療措置協定を締結するに当たっては、診療等の際に用いる個人防護具の備蓄を求めておくよう努める。

5 医師会等の医療関係団体等との連携

- (1) 県は、感染症指定医療機関や医師会等関係団体との緊密な連携体制の整備を図る。
- (2) 保健所においては、感染症指定医療機関や地域の医師会等関係団体との緊密な連携体制の整備を図る。
- (3) 県は、連携協議会等を通じ、平時から医療関係団体以外の社会福祉関係団体等とも連携し、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における医療体制の整備を図る。

第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

1 県等における感染症の患者の移送のための体制の確保

- (1) 県及び高松市は、感染症患者に対する迅速かつ適正な医療の提供及び感染症のまん延防止のため、各保健所において、事前に感染症指定医療機関に患者の受け入れを要請し、患者の移送方法等については、必要に応じてマニュアルを定め、迅速かつ適切な移送を行うよう努める。
- (2) 県及び高松市は、患者の発生した関係市町及び消防機関に対して、感染症の発生に関する情報等を迅速かつ適切に連絡するなど密接な連携に努める。
- (3) 県及び高松市は、新感染症患者が発生した場合には、速やかに国に必要な移送の協力を求める。
- (4) 県及び高松市は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生に備え、移送に必要な車両の確保に努めるが、感染症の発生及びまん延時には、保健所のみでは対応が困難な場合も考えられることから、消防機関と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の体制及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、役割分担を協議するとともに、民間移送に係る団体等とも役割分担について協議する。また、高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする方の移送については、関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項を含め協議する。
- (5) 県及び高松市は、県域を越えた移送が必要な緊急時における対応方法を協議する。
- (6) 県及び高松市は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は疑似症患者並びに新感染症の所見がある者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者の発生に備え、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施する。

2 関係機関及び関係団体との連携

県及び高松市は、法 21 条又は法 47 条の規定による移送を行うに当たり、消防機関等と連携する場合には、円滑な移送が行われるよう努める。また、平時から消防機関等に対して医療機関の受入体制の情報を共有する枠組みを整備するよう努める。

第8 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、 又はそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項

1 医療提供体制等の確保に係る基本的な考え方

- (1) 新興感染症においては、入院及び発熱患者に対応する医療機関の確保や、環境保健研究センター等、保健所及び民間検査機関等における検査体制や入院患者の重症度等の把握体制の整備を迅速に行う。また、平時より患者の検体等の迅速かつ効率的な収集体制の整備、医療機関での個人防護具の備蓄、感染症に対応できる人材の育成、後方支援を行う医療機関の確保に努めるとともに、感染拡大防止のための宿泊施設の確保を図る。
- (2) 体制の確保にあたり、まずはこれまでの教訓を生かすことのできる新型コロナへの対応を念頭に取組む。
- (3) 法に基づく医療措置協定等を締結すること等により、平時から、流行時に対応できる体制を確保する。

2 新興感染症の発生・まん延時に備えての目標値の設定

- (1) 法第36条の2第1項の規定による通知（同項第1号に掲げる措置をその内容を含むものに限る。）又は法第36条の3第1項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容を含むものに限る。）に基づき新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させるための病床数

項目	目標病床数（床）	
	流行初期 （発生公表後3か月まで）	流行初期以降 （発生公表後6か月まで）
確保病床数	63	280

- (2) 法第36条の2第1項の規定による通知（同項第2号に掲げる措置をその内容を含むものに限る。）又は法第36条の3第1項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容を含むものに限る。）に基づき新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新興感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う医療機関数

項目	目標医療機関数（機関）	
	流行初期 （発生公表後3か月まで）	流行初期以降 （発生公表後6か月まで）
発熱外来数	16	399

- (3) 法第36条の2第1項の規定による通知（同項第3号に掲げる措置をその内容を含むものに限る。）又は法第36条の3第1項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容を含むものに限る。）に基づき宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する

場所における法第 44 条の 3 の 2 第 1 項又は法第 50 条の 3 第 1 項の厚生労働省令に定める医療を提供する医療機関、薬局等の数

項目		目標医療機関数（機関） （発生公表後 6 か月まで）
自宅療養者等への医療を提供する医療機関、薬局等の機関数		375
機関種別	病院	(20)
	診療所	(110)
	薬局	(229)
	訪問看護ステーション	(16)

(4) (1) から (3) までに掲げる措置を講ずる医療機関に代わって新興感染症の感染症患者以外の患者に対し、医療を提供する医療機関数

項目	目標医療機関数（機関） （発生公表後 6 か月まで）
受入れ可能医療機関数	33

(5) 法第 36 条の 2 第 1 項の規定による通知（同項第 5 号に掲げる措置をその内容を含むものに限る。）又は法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく感染症医療担当従事者等の確保数

項目	人数（人）
感染症医療担当従事者等の確保数（合計）	92
うち、医師	(59)
うち、看護師	(33)

(6) 法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定（同項第 2 号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく法第 53 条の 16 第 1 項に規定する個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数

項目	協定締結医療機関の施設数
医療機関合計：A	439
$A \times 0.8$ （※）	352

※ 協定締結医療機関（病院、診療所、訪問介護事業所）のうち、8割以上の施設が、各種個人防護具の2か月以上の備蓄を行うことが目標とされている。

(7) 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくは新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の検体又は当該新感染症の病原体の検査の実施能力及び環境保健研究センター等における検査機器の数

項目	目標検査実施能力 (件/日、台)	
	流行初期 (発生公表後 3 か月まで) (※)	流行初期以降 (発生公表後 6 か月まで)
検査の実施能力	244	3027
環境保健研究センター 医療機関、民間検査機関等	(144)	(288)
	(100)	(2739)
環境保健研究センターの検査機器の数	2	4

※発生公表後 1 か月以内に立ち上げ

- (8) 法第 36 条の 6 第 1 項に規定する検査等措置協定 (同項第 1 号ロに掲げる措置をその内容に含むものに限る。) に基づく宿泊施設の確保居室数

項目	目標確保居室数 (室)	
	流行初期 (発生公表後 3 か月まで) (※)	流行初期以降 (発生公表後 6 か月まで)
宿泊施設 (確保居室数)	101	474

※発生公表後 1 か月以内に立ち上げ

- (9) 感染症医療担当従事者等及び保健所の職員その他感染症の予防に関する人材の研修及び訓練の実施回数 (実施には、他の機関が実施する研修及び訓練に職員を参加させた場合を含む。この項において以下同じ。)

項目	目標値 (協定締結医療機関数)
協定締結医療機関における研修・訓練の実施回数	各協定締結医療機関 年 1 回以上
保健所の職員を対象とした研修・訓練の実施回数	各保健所 年 1 回以上
県の職員 (※) を対象とした研修・訓練の実施回数	年 1 回以上

※主に感染症対策を行う部署に従事する職員で、保健所の職員は除く。

- (10) 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における感染症の予防に関する保健所の業務を行う人員及び地域保健法第 21 条第 1 項に規定する者であって必要な研修を受けたものの確保数

項目	目標確保人数 (人)	
流行開始から 1 か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 (合計)	●	
県型保健所	小豆保健所	(13)
	東讃保健所	(30)
	中讃保健所	(86)
	西讃保健所	(24)
市型保健所	高松市保健所	(●)
即応可能な IHEAT 要員の確保数 (IHEAT 研修受講者数) (合計)	38	

3 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 県は、連携協議会において、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、数値目標の達成状況等について進捗確認を行うことで、PDCA サイクルに基づく改善を図りながら、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組みを進める。
- (2) 県は、数値目標の達成状況を含む予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を、連携協議会構成員に共有し、連携の緊密化を図る。

第9 宿泊施設の確保に関する事項

1 県における宿泊施設の確保

- (1) 新興感染症が発生した場合には、県は、自宅療養者等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐ観点から、新興感染症の特性や、感染力その他当該感染症の発生及びまん延の状況を考慮しつつ、宿泊施設の体制を整備できるよう、民間宿泊事業者等と感染症の発生及びまん延時の宿泊療養の実施に関する検査等措置協定を締結すること等により、平時から宿泊施設の確保を行う。
- (2) 県は、宿泊施設の確保に当たっては、宿泊施設関係団体等の関係機関との連携や、新型コロナへの対応実績などを考慮して行う。
- (3) 検査等措置協定に基づく、宿泊施設の確保居室数に関する県の目標は、第8のとおりとする。
- (4) 県は、連携協議会を活用し、検査等措置協定を締結する宿泊施設等との円滑な連携を図る。

第 10 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

1 県等における新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- (1) 県及び高松市は、医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会や民間事業者への委託等や市町（高松市を除く。以下、この第 10 において同じ。）の協力を活用しつつ、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者（外出自粛に係る法の規定が適用される指定感染症にあつては、当該感染症の外出自粛対象者。以下「外出自粛対象者」という。）の健康観察の体制を確保する。特に、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等に当たっては、積極的に市町と連携し、必要な範囲で患者情報の提供を行うとともに、第二種協定指定医療機関や地域の医師会、薬剤師会、看護協会又は民間事業者への委託も行う。
- (2) 県は、第 9 で設置した宿泊施設の運営にかかる体制確保の方策を検討し、宿泊施設運営マニュアルを整備しておく。また、感染症の発生及びまん延時には、迅速に職員、資機材等を確保する等、円滑な宿泊施設の運営体制を構築及び実施を図る。
- (3) 県及び高松市は、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、市町の協力や民間事業者への委託を活用しつつ、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行うとともに、自宅療養時においても、薬物療法を適切に受けられるように必要な医薬品を支給できる体制を確保する。また、介護保険の居宅サービスや障害福祉サービス等を受けている場合には、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等と連携する。
- (4) 県及び高松市は、健康観察や生活支援等を効率的に行うために、ICT を積極的に活用する。
- (5) 県及び高松市は、高齢者施設等や障害者施設等において、医療措置協定を締結した医療機関と連携し、必要に応じてゾーニング等の感染対策の助言を行う。

第 11 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示に関する事項

1 県における感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示

- (1) 知事は、平時から新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に至るまで、感染症の発生及びまん延を防止するため必要がある場合、市町長及び関係機関に対して総合調整を行う。
- (2) 平時であっても感染症対策にあたり必要がある場合、知事は、総合調整を行うこととし、市町長の他、医療機関や感染症試験研究等機関といった民間機関も対象となる。
- (3) 知事は、総合調整を行うために必要があると認めるときは、市町長や他の関係機関等に対し、報告又は資料の提供を求める。
- (4) 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の際、県民の生死に直結する緊急性を有する入院勧告や入院措置を実施するために必要な場合に限り、知事は、高松市長に対して、指示を行う。
- (5) 県は、確保した病床に円滑に患者が入院できるようにするため、連携協議会を通じて、保健所や医療機関、高齢者施設等との連携強化を図り、高松市に対する平時からの体制整備等に係る総合調整権限や、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の指示権限を適切に行使しながら、円滑な入院調整体制の構築、実施を図る。

病床がひっ迫する恐れがある際には、重症化リスクの高い者など入院治療が必要な患者を優先的に入院させるなど、国が示す入院対象者の基本的な考え方を基に、地域の実情に応じ、患者の療養先の振り分けや入院調整を行う。

第12 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

1 感染症に関する正しい知識の普及啓発

- (1) 県及び市町は、診療、就学、就業、イベント等の場面において、パンフレットや教材の作成、キャンペーンや研修会の開催、広報媒体による情報提供等により、感染症の特徴と予防対策、患者等への差別や偏見の排除などについての正しい知識の普及啓発を図る。特に、学校教育の現場において、感染症や予防接種に関する正しい知識の普及に努める。
- (2) (1) の施策と併せて、保健所を中心として、情報提供、相談等のリスクコミュニケーションを実施するなど、地域に密着した施策を講じる。
- (3) 感染症に関する正しい知識の普及啓発に当たっては、医療機関等との連携の下、日常の医療現場において普及啓発が行われるよう留意する。

2 患者等のプライバシーの保護

- (1) 県及び高松市は、患者情報の流失防止のため、関係職員に対する研修等を行うなど、行政及び医療機関等における患者情報の保護に関する意識の向上に努める。
- (2) 県及び高松市は、患者等のプライバシーを保護するため、医師が県等に感染症患者に関する届出を行った場合には、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するよう努めるよう徹底を図る。
- (3) 県及び高松市は、報道機関に情報提供を行う場合には、情報提供を行う趣旨及びその内容について患者等に十分説明し、理解を求める。
- (4) 県及び高松市は、報道機関に対し、患者等のプライバシーに配慮するよう求めるとともに、誤った情報や不適當な報道がなされた場合には、速やかにその訂正等がなされるよう要請する。

3 医療機関等の留意事項

医療機関等においては、患者等のプライバシーの保護に努めるとともに、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療の提供を通じて、患者等が差別を受けることのないよう努めるものとする。

第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

1 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

(1) 県及び高松市における人材の養成

- ① 感染症に関する幅広い知識を有し、適切な感染症対策を推進することができる人材の養成・確保を図るため、国及び都道府県等が行う感染症に関する研修会への保健所職員等の計画的な参加に努める。

なお、新興感染症の発生・まん延時に備えての、保健所の職員その他感染症の予防に関する人材の研修及び訓練の実施回数に関する県の目標は、第8のとおりとする。

- ② 研修を修了した職員等の適正な配置に努めるとともに、これらの職員等による講習会等を行い、最新の知見が保健所等において有効に活用されるよう努める。
- ③ IHEAT 要員の確保や研修、IHEAT 要員との連絡体制の整備や IHEAT 要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、IHEAT 要員による支援体制を確保する。

なお、即応可能な IHEAT 要員の確保数に関する県の目標は、第8のとおりとする。

- ④ 平時から、IHEAT 要員への実践的な訓練の実施や IHEAT 要員の支援を受けるための体制を整備するなど IHEAT 要員の活用を想定した準備を行う。

(2) 医療機関等における人材の養成

- ① 医療機関においては、県等の開催する研修会に参加するなど、感染症に関する最新の知識の習得や技術の向上に努めるものとする。特に、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関においては、感染症対応を行う医療従事者等の対応力の向上を図るため、新興感染症の発生を想定した研修等を実施すること又は、県及び医療機関が行う研修等に医療従事者等を参加させることに努める。

なお、新興感染症の発生・まん延に備えての、協定締結医療機関における研修・訓練の実施回数に関する県の目標は、第8のとおりとする。

- ② 医師会等の医療関係団体においては、会員等に対し感染症に関する情報提供や研修を行うよう努めるものとする。
- ③ 香川大学医学部附属病院感染症教育センターをはじめとする、医師等の医療関係職種養成課程や大学院等においても、感染症に関する教育を更に充実させていくよう努める。

(3) 人材養成に係る関係機関相互の連携

- ① 県等は、医療機関等において人材の養成が図られるよう、必要な支援に努める。新興感染症の発生・まん延時への平時からの備えとして、精神疾患を有する患者をはじめとして、産科的処置が必要な妊産婦や透析患者など、配慮が必要な患者がいることも踏まえ、院内感染対策などを含め、必要な研修・訓練が行われるように努めるものとする。

- ② 県及び関係機関は、感染症に関する幅広い知識を有する者の研修等への活用について、相互に協力するとともに、情報交流等を通じて、感染症対策に関わる人材の養成に努めるものとする。

第 14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

1 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

- (1) 保健所は、地域の感染症対策の中核的機関として、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行う機関であるとともに、感染症の感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策も継続できることが重要であることから、平時から有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みを構築する。
- (2) 県及び高松市は、感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時においてその体制を迅速に切り替えることができるようにする。

なお、新興感染症が発生し、流行開始から 1 か月間において想定される業務量に対応する人員確保数に関する県の目標は、第 8 のとおりとする。
- (3) 県及び高松市は、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するために、感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等を整備する。体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄を始め、業務の外部委託や、ICT の活用などを通じた業務の効率化を積極的に進めるとともに、IHEAT 要員や市町等からの応援体制を含めた人員体制、受入体制を構築する。
- (4) 県及び高松市は、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置するよう努める。

2 関係機関及び関係団体との連携

保健所は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から県の本庁部門や環境保健研究センターと協議し役割分担を確認するとともに、管内の市町と協議し、感染症発生時における協力について検討する。

第 15 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国及び他の地方公共団体との連絡体制の確保を含む。）に関する事項

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

- (1) 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、県は、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表することとする。
- (2) 感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、県は、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療従事者等に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策を講じるものとする。
- (3) 国が、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認め、県に対してこの法律により行われる事務について必要な指示があった場合は、その指示に基づき迅速かつ的確な対策を講じるものとする。
- (4) 国が、国民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認め、県に対して、感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他特定病原体等による感染症の発見の予防又はまん延の防止のために必要な協力の要請があった場合は、その要請に基づき迅速かつ的確な対策を講じるものとする。
- (5) 新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合など、県に十分な知見が集積されていない状況で対策が必要とされる場合には、必要に応じ、国に職員や専門家の派遣を依頼する。

2 国との連絡体制

- (1) 感染症の発生に関する医師からの届出を受けたときは、県は、五類感染症以外の感染症については直ちに、五類感染症のうち特定のものについては所定の期間内に、国に報告するとともに、状況の変化等に応じて適宜速やかな報告に努める。
- (2) 感染症への対応に当たっては、県及び高松市は、必要に応じ、国立感染症研究所、国立国際医療センター等にも情報を提供し、助言を求めるなど、適切な連携を図る。特に、新感染症への対応に当たっては、移送の協力も含め国との緊密な連携を図る。
- (3) 保健所は、感染症対策部門が受理した感染者に関する検疫所からの通報に基づき、人権に配慮しつつ、関係機関に正確に伝達し、当該感染者に必要な措置を実施するとともに、検疫所と連携して、まん延防止に必要と認められる同行者等に健康診断を含めた必要な調査を実施する。

3 市町との連絡体制

- (1) 県及び高松市は、医師からの届出に基づき必要と認められる場合には、速やかに関係市町に必要な情報を提供するとともに、患者等の人権に配慮しつつ、必要な対応を図るよう要請する。
- (2) 県及び高松市は、複数の市町にわたる感染症が発生した場合又は大規模の感染症患者が発生した場合には、速やかに市町に連絡するとともに、県においてできる限り統一的な対応方針を提示し、必要な措置を講じるよう要請する。
- (3) 県及び高松市は、搬送の可能性が高い消防機関に対し、感染症の発生動向等に関する速やかな情報提供を行う。

4 他の都道府県等との連絡体制

- (1) 県は、県内で発生した感染症に関連し、他の都道府県等において感染症が発生するおそれがある場合には、当該都道府県等に対し速やかに情報の提供を行い、適切な連携を図る。
- (2) 県は、他の都道府県等で発生した感染症に関連し、食品流通、行動経路等からみて県内で発生するおそれがある場合には、当該都道府県等に必要な情報提供を求め、又は近隣府県等と情報交換を行うなど、適切な連携を図る。
- (3) 県は、広域的又は大規模な感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合には、近隣府県等との緊密な連絡を保つとともに、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し必要に応じて、応援職員の派遣、必要資材・薬品等の確保、医療機関での受け入れ等を要請する。また、他の都道府県から要請があった場合には、できる限りの支援を行う。
- (4) 県は、平時から、四国四県等及び隣接県との感染症対策の連絡会を設けるなど、緊密な連携を図るとともに、緊急時の連携体制の強化を検討する。

5 医療機関との連絡体制

- (1) 広域的又は大規模な感染症が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、県は、医師会、情報ネットワーク等を通じて、感染症の種類や特徴、その発生動向や対処方法等に関する情報提供を行い、必要な協力を求める。
- (2) 医療機関との連携に際しては、歯科をはじめとした感染症以外の治療が必要な患者にも、適切な医療を提供することができるよう、県は、関係機関に必要な協力を求め、連携体制の構築に努める。

6 関係機関との連絡体制

県は、緊急時の感染症対策に関し、検疫所、消防、警察等との緊密な連携のもと、円滑な情報交換を行うことができるよう協力体制の整備を図る。

第 16 その他重要事項

1 災害防疫

災害が発生した場合には、関係機関・団体の緊密な連携の下、地域防災計画に基づき、迅速な医師・医療機関の確保、防疫活動、保健活動など感染症の発生とまん延の防止に関する措置を迅速かつ的確に実施する。被災者の病原体に対する抵抗力が低下しやすい環境下においては、感染症の予防に特に留意する。

2 動物由来感染症対策

- (1) 県及び高松市は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに実施されるよう、獣医師等による届出の重要性について周知を図るとともに、ワンヘルス・アプローチ（人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取組むことをいう。）に基づき、保健所等と関係機関及び獣医師会などの関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図り、また農林部門との連携も密にし動物由来感染症の未然防止を図る。また、動物の病原体保有状況調査を実施するための必要な体制整備に努める。
- (2) ペット等の動物を飼育する者及び動物取扱業者は、動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努める。

3 外国人に対する対応

県及び高松市は、感染症を未然に防止するため、国際交流に関する団体への協力依頼や外国語で説明したパンフレットを利用するなどして、感染症に関する正しい知識の普及とその予防に必要な注意を払うよう努める。

4 その他

- (1) 予防計画を推進するため、必要に応じマニュアル等を作成し、より円滑かつ的確な対応に努める。
- (2) 県及び高松市は、医療機関において、薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用が行われるよう、適切な方策を講じるよう努める。
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に基づき策定された「香川県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、県の体制整備及び対策強化を図る。

平成 11 年 5 月 28 日 策定

平成 16 年 3 月 10 日 改正

平成 24 年 3 月 28 日 改正

平成 30 年 1 月 4 日 改正

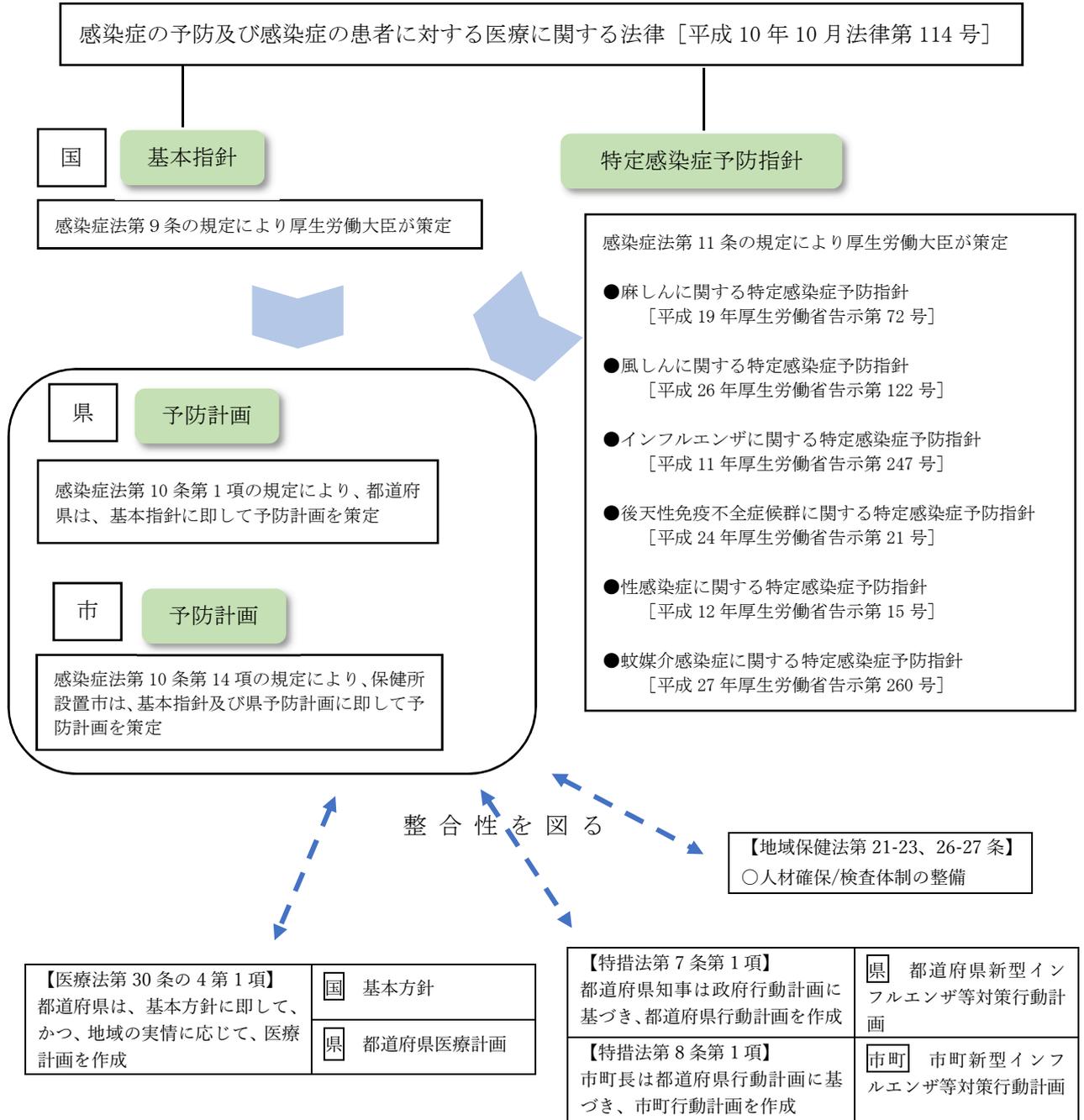
令和 6 年●月 ●日 改正

参 考 資 料

用語の解説

略称及び用語	本計画での表記、正式名称・意味など
新型コロナ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19をいう）
予防計画	香川県感染症予防計画、法第10条第1項の規定に基づく感染症の予防のための施策の実施に関する計画として定めるもの
感染症発生動向調査	感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療機関への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的として行う、感染症法に基づく施策として位置づけられた調査
感染症発生動向調査体制	感染症発生動向調査を適切に実施するための体制
特定感染症予防指針	感染症のうち、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるとして、当該感染症にかかる原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた予防の総合的な推進を図るための指針で、法第11条に基づき厚生労働大臣が策定
連携協議会	法第10条の2に基づき、県、高松市、感染症指定医療機関、香川県医師会などで構成される香川県感染症対策連携協議会
新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間	法第16条第2項の規定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間
新興感染症	国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある新たな感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）及び新感染症）
動物等取扱業者	法第5条の2第2項に規定する、動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者
平時	患者発生後の対応時以外の状態
流行初期医療確保措置	「初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関」について、協定に基づく対応により経営の自立性（一般医療の提供）を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療（感染患者への医療）の提供することに対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行うこと
IHEAT	感染拡大時等に、保健所業務を支援するための外部人材で、人材バンクに登録された保健師等の専門職
感染症医療担当従事者等	感染症医療担当従事者、感染症予防等業務関係者
感染症医療担当従事者	感染症患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者
感染症予防等業務関係者	感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保にかかる業務に従事する医師、看護師その他の医療関係者

計画の位置づけ（イメージ）



新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）

〇〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と〇〇長【医療機関の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

対応時期 （目途）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応
	対応の内容	〇床（うち重症者用〇床） うち、特に配慮が必要な患者の病床数（例） ・精神疾患を有する患者用〇床 ・妊産婦用〇床
即応化の期間	甲からの要請後速やかに（2週間以内を目途に）即応化すること。	甲からの要請後速やかに（1週間以内を目途に）即応化すること。

※ 流行初期期間については、病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと。

二 発熱外来の実施

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応
	○人/日 (検査（核酸検出検査）の実施能力： ○件/日)	○人/日 (検査（核酸検出検査）の実施能力： ○件/日)

※ 検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。

※ 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

診療所の場合

※ 対応可能人数や検査実施能力については、具体的に記載が難しい場合には、対応できる旨のみ記載することとし（ただし流行初期期間における対応を行う場合には、記載必須とする）、参考記載とする。

※ 普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者）に限って対応する場合には、その旨明記することとする。

※ 小児患者の対応ができる場合には、その旨明記することとする。

三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）	
対応の内容 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話／オンライン診療が可能（高齢者施設等への対応が可能） 又は ・ 往診等が可能（高齢者施設等への対応が可能） 及び <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康観察の対応が可能（高齢者施設等への対応が可能） ※ 対応可能見込み（最大○人/日）は、参考記載	

四 後方支援

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応
	回復患者の転院受入が可能 又は 病床の確保の協定を締結している医	主に流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入が可能

	療機関に代わっての一般患者の受入が可能	
--	---------------------	--

五 医療人材派遣

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）	
対応の内容 (例)	計 ○人 ・医師：○人 ・看護師：○人 ・その他（可能な範囲で職種を記入）：○人	うちDMAT：○人、DPAT○人・・・ うちDMAT：○人、DPAT○人・・・ うちDMAT：○人、DPAT○人・・・ うちDMAT：○人、DPAT○人・・・ うちDMAT：○人、DPAT○人・・・ ※ うち県外可能（○人）は、参考記載

※ DMAT等については、DMAT等協定（改正医療法第30条の12の6の規定に基づく協定）を参照。

（个人防护具の備蓄） ※括弧書きは、任意記載事項であることを示したものである。

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、个人防护具は、次のとおり、乙が備蓄する。

（乙における○ヶ月分の使用量）

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
枚	枚	枚	枚	枚 (双)

※ 備蓄量・品目、備蓄の運営方法等の詳細は、「感染症法に基づく「医療措置協定」協定締結等ガイドライン」の4の解説（P12～14）を参照すること。

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 甲は、第3条第1号又は第2号に掲げる措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

3 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

※ 詳細は、「感染症法に基づく「医療措置協定」協定締結等ガイドライン」の4の解説(P16~18)を参照すること。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-MIS)により報告を行う/行うよう努める。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症等の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。

二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。

三 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 都道府県知事名

乙 医療機関名：

保険医療機関番号：

G-M I S I D：（締結時振り出しなければ空欄）

住所：

（管理者の）氏名：

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）

〇〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と〇〇長【医療機関（薬局）の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの申請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期 （目途）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容 （例）	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン服薬指導が可能（特に高齢者施設等への対応が可能） 又は ・訪問しての服薬指導が可能（特に高齢者施設等への対応が可能） 及び <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤等の配送が可能（特に高齢者施設等への対応が可能） 及び <ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の対応が可能（特に高齢者施設等への対応が可能） ※ 対応可能見込み（最大〇人/日）は、参考記載

（個人防護具の備蓄） ※括弧書きは、任意記載事項であることを示したものである。

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

（乙における〇ヶ月分の使用量）

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
----------	--------	-------------	----------	-------

枚	枚	枚	枚	枚 (双)
---	---	---	---	-----------

※ 備蓄量・品目、備蓄の運営方法等の詳細は、「感染症法に基づく「医療措置協定」協定締結等ガイドライン」の4の解説（P12～14）を参照すること。

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第6条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。

※ 詳細は、「感染症法に基づく「医療措置協定」協定締結等ガイドライン」の4の解説（P16～18）を参照すること。

（協定の実施状況等の報告）

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該薬局の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行う／行うよう努める。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うものとする。

- 一 乙の薬局において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の薬局における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 都道府県知事名

乙 医療機関名：

保険薬局番号：

G-M I S I D：（締結時振り出しなければ空欄）

住所：

（管理者の）氏名：

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）

〇〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と〇〇長【医療機関（訪問看護事業所）の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期 （目途）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容 （例）	・訪問看護が可能（特に高齢者施設等への対応が可能） 及び ・健康観察の対応が可能（特に高齢者施設等への対応が可能） ※ 対応可能見込み（最大〇人/日）は、参考記載

（个人防护具の備蓄） ※括弧書きは、任意記載事項であることを示したものである。

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、个人防护具は、次のとおり、乙が備蓄する。

（乙における〇ヶ月分の使用量）

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
枚	枚	枚	枚	枚 (双)

※ 備蓄量・品目、備蓄の運営方法等の詳細は、「感染症法に基づく「医療措置協定」協定締結等ガイドライン」の4の解説（P12～14）を参照すること。

(措置に要する費用の負担)

第5条 前3条に基づく措置に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。 ※ 詳細は、「感染症法に基づく「医療措置協定」協定締結等ガイドライン」の4の解説(P16～18)を参照すること。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-M I S)により報告を行う/行うよう努める。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症等の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うものとする。

一 乙の訪問看護事業所において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が

習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。

二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。

三 措置を講ずるに当たっての乙の訪問看護事業所における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 都道府県知事名

乙 医療機関名：

保険医療機関番号：

G-M I S I D：（締結時振り出しなければ空欄）

住所：

（管理者の）氏名：

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る 検査を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（検査措置協定）書

〇〇〇都道府県知事又は保健所設置市区の長（以下「甲」という。）と〇〇長【各検査機関の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくは新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の検査を実施することにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の検査を提供する体制を確保することを目的とする。

（検査措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める検査措置を講ずるよう要請するものとする。

（検査措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる検査措置を講ずるものとする。

対応時期 （目途）	流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから1か月以内）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容 （検査（核酸検出検査）の実施能力）	○件/日	○件/日

※ 流行初期は、甲からの要請後○週間を目途に、確保すること。

※ 流行初期期間経過後は、甲からの要請後○週間を目途に、確保すること。

※ 対応の内容について、具体の記載が難しい場合には、対応できる旨のみ記載することとする。

(個人防護具の備蓄) ※括弧書きは、任意記載事項であることを示したものである。

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る検査を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

(乙における〇ヶ月分の使用量)

サージカルマスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
枚	枚	枚	枚 (双)

(措置に要する費用の負担)

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、都道府県又は保健所設置市区の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める検査措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該検査機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。

(疑義等の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 都道府県知事又は保健所設置市区の長名

乙 住所：

氏名：

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る 宿泊施設の確保に関する協定書

〇〇〇都道府県知事又は保健所設置市区の長（以下「甲」という。）と〇〇長【各施設の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。）第44条の3第2項又は第50条の2第2項に規定する宿泊施設を確保することにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の宿泊療養を提供する体制を整備することを目的とする。

（宿泊施設確保の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、必要があると認めるときは、乙に対し、第4条に定める宿泊施設確保措置を講ずるよう要請するものとする。

（甲の役割）

第3条 甲は、本件施設の確保等に関する次の各号に掲げる事務を実施するものとする。

- 一 本件施設の借り上げ及び宿泊療養の実施に必要な業務（ただし、次条及び第5条の規定により乙が行う業務を除く。）に関すること
- 二 本件施設で療養する者の入所から退所までの間の管理全般に関すること（ただし、第5条の規定により乙が行う業務を除く。）
- 三 関係者との調整に関すること

（宿泊施設確保措置の内容）

第4条 乙は、第2条の規定による甲からの要請に基づき、別表に定める施設において、次に掲げる宿泊施設確保措置を講ずるものとする。なお、乙は、甲からの要請時にやむを得ない事由により当該数の確保が困難な場合は、理由とあわせてその旨を速やかに甲に伝えるものとする。

対応時期 （目途）	流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから1か月以内）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容 （確保する 宿泊施設の 居室数）	○室	○室

※ 流行初期は、甲からの要請後○週間を目途に、確保すること。

- ※ 流行初期期間経過後は、甲からの要請後〇週間を目途に、確保すること。
- ※ 対応の内容について、具体の記載が難しい場合には、対応できる旨のみ記載することとする（流行初期期間経過後に限る）。

（宿泊施設確保措置以外の乙の事務）

第5条 乙は、第4条に規定する宿泊施設確保措置及び確保した居室の提供の他、清掃、消毒、物品等の調達等の宿泊療養の実施に必要な業務のうち、甲乙の協議により乙が実施可能と判断した業務（乙が実施する業務を平時からあらかじめ具体的に定めておく場合は、別紙等で定めることを想定）を実施するものとする。

（措置等に要する費用の負担）

第6条 第4条及び第5条の規定に基づく措置等に要する費用については、都道府県又は保健所設置市区の予算の範囲内において、甲が負担する。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第7条 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更）

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第4条に定める宿泊施設確保措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第9条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。

（協定の実施状況等の報告）

第10条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該宿泊施設の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。

（疑義等の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 都道府県知事又は保健所設置市区の長名
乙 住所
氏名

別表

物件概要

名称	〇〇ホテル〇〇〇〇
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
敷地面積	〇〇m ²
建物の構造・規模	鉄骨造 地上〇〇階
建築面積	〇〇m ²
延面積	〇〇m ²

改正感染症法に基づく医療措置協定に向けての事前調査結果

参考資料 3

【調査対象】

- 県内の病院・診療所・薬局・訪問看護事業所

【調査内容】

医療機関 (病院、 診療所)	<ul style="list-style-type: none">・確保可能な病床の見込み数（重症者用、特に配慮が必要な患者用を含む）・発熱外来として対応可能な患者数の見込み（かかりつけ医患者以外の受入れや、小児の対応が可能かを含む）・自宅療養者等（自宅療養者・宿泊療養者・高齢者施設・障害者施設）への医療の提供が可能かどうか・後方支援の対応が可能かどうか・人材派遣が対応可能な人数の見込み（訓練・研修の実施見込みを含む）・個人防護具の備蓄の予定 (備考) 新型コロナ対応において、病床確保の実績のない診療所に対しては、流行初期の病床確保及び発熱外来の対応に係る設問は行っていない。
薬局	<ul style="list-style-type: none">・自宅療養者等への医療の提供（服薬指導・薬剤等の配送）及び健康観察が可能かどうか・特に高齢者施設への対応が可能かどうか・個人防護具の備蓄の予定
訪問看護 事業者	<ul style="list-style-type: none">・自宅療養者等への医療の提供（訪問看護）及び健康観察が可能かどうか・特に高齢者施設への対応が可能かどうか・個人防護具の備蓄の予定

【実施方法】

- 病院：県ホームページから、回答票をダウンロードし、メール又はFAXで回答
- 診療所、薬局、訪問看護事業所：県の電子申請システムにてオンラインで回答
(インターネット環境の都合により、FAXで回答の医療機関あり)

【回答医療機関数】

- 465機関（病院：68機関、診療所：200機関、薬局：171機関、訪問看護事業所：26機関）
(回答率：30% (≒465機関/1526機関)) ※病院については、回答率：79%

【備考】

- 次頁以降の表中、内数表記(○)としているものは、重複回答可の設問であるため、内数が合計と一致しない。
- 次頁以降の表中、下線の数値は、数値目標(案)

改正感染症法に基づく医療措置協定に向けての事前調査結果

【調査結果（病床確保）】

病床確保	流行初期（※1）		流行初期以降	
	病床数 （床）	医療機関数 （機関）	病床数 （床）	医療機関数 （機関）
病床数、医療機関数	150/63	28	207/280	36
うち、重症者用病床	（18）	（9）	（19）	（9）
うち、特別な配慮が必要な患者用の病床	（37）	（14）	（56）	（17）

※1 流行初期については、減収補填（流行初期医療確保措置）の対象となる県基準を設定し、当該基準を上回る病床数を確保した医療機関が減収補填の対象となるが、本集計結果においては、当該基準を上回っているかどうかを考慮していない（減収補填の対象とならない病床数・医療機関数を含む）。

【調査結果（発熱外来）】

発熱外来（※2）	流行初期（※3）		流行初期以降	
	医療機関数 （機関）	対応可能数 （人/日）	医療機関数 （機関）	対応可能数 （人/日）
医療機関数、対応可能（見込）数	42/16	518	187/399	2327
うち、かかりつけ患者以外も受入れる	（36）	—	（167）	—
うち、小児患者を診る	（17）	—	（76）	—

※2 対応患者（見込）数が不明である場合は、具体的な数値を記載しないことを認めていたため、対応可能数の回答があった人数を合計して計上している。

※3 流行初期については、減収補填（流行初期医療確保措置）の対象となる県基準を設定し、当該基準を上回る発熱患者を診察することができる医療機関が減収補填の対象となるが、本集計結果においては、当該基準を上回っているかどうかを考慮していない（減収補填の対象とならない医療機関数を含む）。

改正感染症法に基づく医療措置協定に向けての事前調査結果

【調査結果（自宅療養者等への医療の提供）】

自宅療養者等への医療の提供（※4）	流行初期以降	
	医療機関数(機関)	対応可能数(人/日)（※5）
病院・診療所：電話/オンライン診療又は往診 薬局：電話/オンライン又は訪問しての服薬指導 訪問看護事業所：訪問看護 の対応が可能な医療機関数、対応可能（見込）数	(病：24,診：65) (薬：135) (訪：20) 計：244/375	(病：170,診：413)（※6） (薬：726) (訪：71) 計：1380
うち、自宅療養者への対応が可能	《231》	—
うち、宿泊療養者への対応が可能	《151》	—
うち、高齢者施設への対応が可能	《189》	—
うち、障害者施設への対応が可能	《153》	—

※4 自院患者で自宅療養している患者や、提携施設等の特定施設への対応についてのみ可能である場合を含む。

※5 対応可能数が不明である場合は、具体的な数値を記載しないことを認めていたため、対応可能数の回答があった人数を合計して計上している（対応可能数が不明を回答した医療機関あり）。

※6 病院・診療所の電話/オンライン診療又は往診の対応可能数は、どちらも対応可能な場合、重複して計上している。

【調査結果（自宅療養者等への医療の提供—健康観察）】

自宅療養者等への医療の提供 —健康観察（※7）	流行初期以降
	医療機関数（機関）
健康観察の対応が可能な医療機関数	176
うち、自宅療養者への対応が可能	《170》
うち、宿泊療養者への対応が可能	《133》
うち、高齢者施設への対応が可能	《149》
うち、障害者施設への対応が可能	《135》

※7 健康観察の対応が可能と回答している場合であっても、自宅療養者等への医療の提供が可能ではないと回答している場合は、協定締結の対象とならないため、計上していない。

改正感染症法に基づく医療措置協定に向けての事前調査結果

【調査結果（後方支援）】

後方支援	流行初期以降
	医療機関数（機関）
回復患者の転院受け入れの対応が可能	54
病床の確保の締結をしている医療機関に代わっての一般患者の受け入れが可能	17
どちらか、若しくはどちらの対応も可能	60/33

【調査結果（人材派遣）】

人材派遣	全体		うち、県外派遣
	医療機関数（機関）	派遣可能人数（人）	派遣可能人数（人）
医療機関数、派遣可能人数	17	93/92	(37)
うち、医師	((11))	(25)	(7)
うち、看護師	((17))	(54)	(20)
うち、その他	((5))	(14)	(10)

【調査結果（個人防護具の備蓄）】

個人防護具の備蓄	合計 (機関)	病院 (機関)	診療所 (機関)	訪問看護事業所 (機関)
医療機関数（※8）	112/353	(39)	(68)	(5)

※8 以下の5物資のいずれも2か月以上の備蓄を予定している旨の回答をした医療機関数

➤サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋

※8 協定において、個人防護具は任意項目であり、不明の旨を回答した医療機関も多数あった。